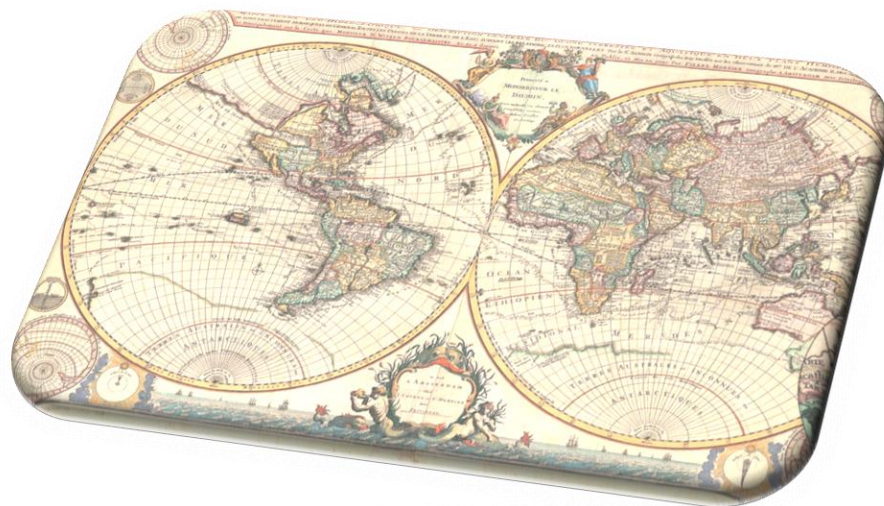


具体的な取組例



柱1 平和の原則と繁栄のルール

- 01 自由で公正な経済秩序を広げるための取組
- 02 IPEFにおけるパートナー間の連携強化
- 03 国際ルール・スタンダードの実施
- 04 「法の支配」実現に向けた支援
- 05 国際平和協力分野における各国との連携
- 06 国際的な価値としての「ビジネスと人権」の取組・推進

柱2 インド太平洋流の課題対処

- 07 現実的なエネルギー・トランジションに向けた取組
(「アジア・ゼロエミッション共同体」構想の推進等)
- 08 太平洋島嶼国における気候変動・環境対策とエネルギー安全保障の両立
- 09 GX推進のためのODA
- 10 質の高い炭素市場の創出
- 11 気候変動への対応(適応支援、ロス&ダメージへの対応)
- 12 アフリカにおけるエネルギー安全保障への対応
- 13 ブルーオーシャン・ビジョン
- 14 水産ブルーエコノミー振興
- 15 持続可能な航空燃料(SAF)
- 16 廃棄物管理インフラ及び循環経済移行への協力
- 17 食料安全保障
- 18 国際保健
- 19 防災・災害対処能力の向上
- 20 自然災害リスク軽減に資する気象、地震・津波分野における協力
- 21 災害対処能力向上のための各国軍隊等との協力
- 22 経済強靱性
- 23 自由、公正かつ安全なサイバー空間の確保
- 24 新たな産業育成
- 25 安全・安心な社会基盤の形成(警察協力)
- 26 テロ・暴力的過激主義対策、テロの資金源ともなる国際組織犯罪対策

柱3 多層的な連結性

- 27 ハード・ソフト両面の連結性強化
- 28 日ASEAN連結性イニシアチブ
- 29 ベンガル湾からインド北東部を繋ぐ産業バリューチェーンの構築
- 30 太平洋島嶼国の空港・港湾・通信インフラの一体整備
- 31 「知」の連結性強化
- 32 スタートアップ支援
- 33 FOIP推進人材育成交流強化プログラム
- 34 デジタルコネクティビティ
- 35 ポスト・コロナ時代におけるデジタル協力
- 36 DFFT推進のための途上国の法整備・基盤整備等支援
- 37 日本企業進出を呼び込む海外港湾整備・運営
- 38 コールドチェーン物流分野の国際標準化
- 39 インド太平洋地域におけるグリーン海運回廊
- 40 グローバル金融連携センター

柱4 「海」から「空」へ拡がる安全保障・安全利用の取組

- 41 海における法の支配の確保のための理念・知見の共有
- 42 海上法執行能力の強化
- 43 海上保安機関間の協力
- 44 同志国の軍等に対する資機材供与、インフラ整備
- 45 海洋安全保障・海洋安全に資する能力構築支援事業
- 46 防衛装備・技術協力の推進
- 47 海洋状況把握(MDA)の強化
- 48 インド太平洋方面派遣(IPD)
- 49 遠洋練習航海及び外洋練習航海
- 50 「空」の安全利用の推進
- 51 航空分野における協力の推進(環境、新技術など)

取組の柱①：平和の原則と繁栄のルール

事例①：自由で公正な経済秩序を広げるための取組

1. 基本的な考え方

●自由な貿易・投資は、経済的繁栄の礎。従来から、日本は、自由貿易の旗振り役として、自由で公正な経済秩序の拡大や、WTOを中核としたルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化を推進。

●他方、国際的に、不公正・不透明な貿易慣行が見られ、また、格差拡大等の自由貿易に対する懸念が示される中、透明性、包摂性の確保の重要性が増大。

●加えて、新型コロナウイルス感染症、ロシアによるウクライナ侵略などにより、世界のエネルギー、食料、医薬品、半導体などの生活の基盤を支える多くの物資のサプライチェーンが寸断され、人々の生命が脅かされ、企業の事業活動が停滞する等、新たな課題に直面。

⇒多角的貿易体制を維持・強化しつつ、同志国との連携・経済関係の強化に加え、経済連携協定の推進や、時代に即したルール作り・普及とそれらの透明性を持った遵守を促進し、自由で公正、公平な経済秩序を維持・強化。

2. 具体的な取組

●ハイスタンダードな経済連携協定等の実施・拡大。

（例）CPTPPのハイスタンダード維持（含：英国加入交渉の推進）及び米国復帰働きかけ
日英EPA、日EU・EPA、RCEP協定、その他の経済連携協定の着実な実施及び経済面での連携強化

二国間EPAの拡大（例：バングラデシュやイスラエルとの共同研究立ち上げ）

●新たな枠組みの下でのルール作り及び具体的な協力の推進。

（例）IPEFを通じた、貿易、サプライチェーン、クリーン経済、公正な経済の4分野におけるメンバー間の連携

●多角的貿易体制の維持・強化に向け、WTO改革の議論を推進するとともに、WTOの場等での不公正・不透明な貿易慣行の問題提起。

●開放性、透明性、包摂性、ルールに基づく枠組みといった本質的原則を共有する「インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）」の主流化支援



2018年：CPTPP署名



2022年：IPEF立上げに関する首脳級会合



2022年：第12回WTO閣僚会議（MC12）

取組の柱①：平和の原則と繁栄のルール

事例②：IPEFにおけるパートナー間の連携強化

1. 基本的な考え方

- インド太平洋地域の持続可能で包摂的な経済成長のためには、IPEFメンバー間で幅広い分野での連携を強化し、この地域の経済的関係を深めることが重要。
 - COVID-19やロシアによるウクライナ侵略により、安全で強靱なサプライチェーンの確保の重要性を認識。
 - サプライチェーンの強靱化、クリーンエネルギーや温室効果ガス排出削減等新しい課題についても、取り組むことが必要。
- ⇒ 貿易、サプライチェーン、クリーン経済、公正な経済の4つの柱におけるメンバー間の連携を強化し、自由で開かれ、繁栄したインド太平洋の実現を目指す。

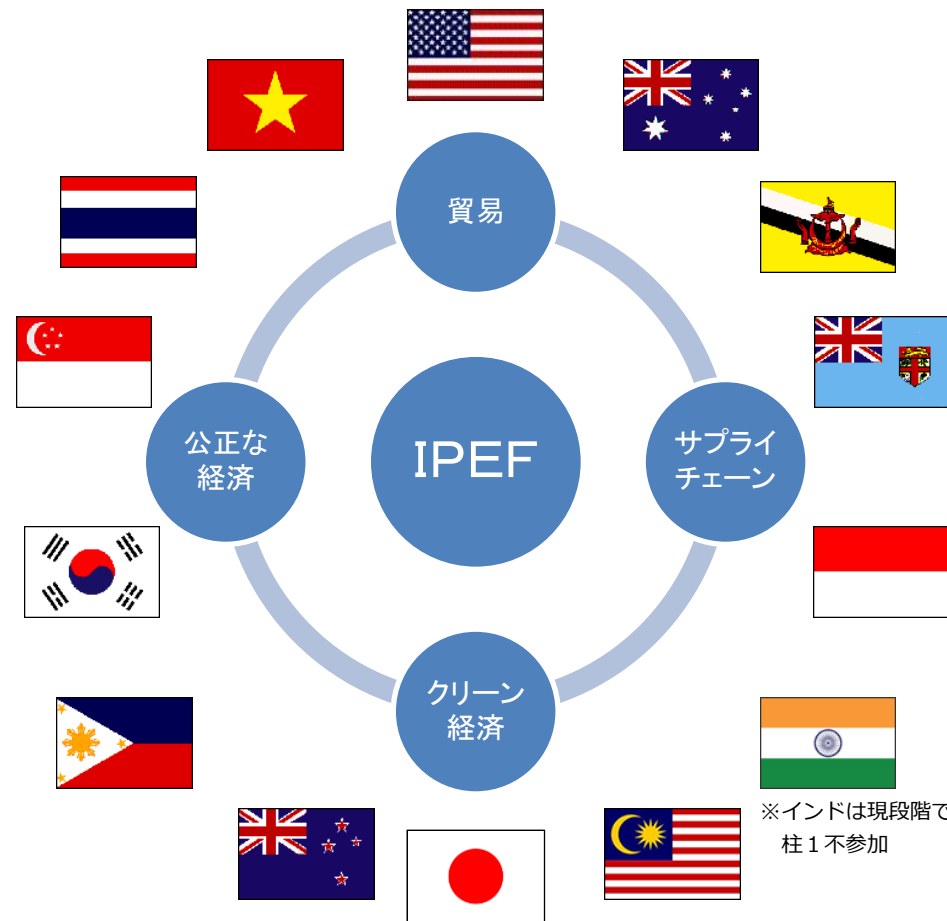
2. 具体的な取組

(1) 各分野における文言交渉

- 柱1（貿易）：労働、環境、デジタル経済、農業、透明性及び良き規制慣行、サービス国内規制、競争政策、貿易円滑化、包摂性、技術支援及び経済協力。
- 柱2（サプライチェーン）：重要セクター・物資の特定に向けた基準策定、メンバー間の情報共有、ロジスティクスの強化等。
- 柱3（クリーン経済）：温室効果ガスの排出削減や、エネルギー移行の加速とエネルギー安全保障の強化の両立等の達成。
- 柱4（公正な経済）：腐敗の防止と撲滅、税に係る取組等。

(2) 具体的な協力案件の検討

- 2022年12月のオンライン閣僚級会合において、IPEFでは、包摂性を確保し、各メンバーの積極的な関与を得ながら進めていく上で、具体的な協力が重要であることを確認。



取組の柱①：平和の原則と繁栄のルール

事例③：国際ルール・スタンダードの実施

1. 基本的な考え方

●不透明・不公正な貸付慣行といった既存の秩序への挑戦が見られる中、開発金融に関する既存の国際ルール・スタンダードが遵守される必要。特に、被援助国の債務持続性を無視した借款や鉱物・食料資源の独占を図ることは認められない。

●途上国において包摂性、持続可能性、強靱性を兼ね備えた「質の高い成長」の実現のためには、「質の高いインフラ」を推進することが重要。2022年6月に閣議決定した「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」において、我が国の先進技術を活用した質の高いインフラ整備を通じて、アジア太平洋地域の社会的課題の解決と持続的な経済成長に貢献することを表明。

⇒同志国との連携を通じて、不透明・不公正な開発金融について広く問題提起し、威圧的行動に対する各国の自律性を向上。

2. 具体的な取組

●「質の高いインフラ」に関する継続的な情報発信、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の実施推進

（例）国際会議や政府間対話の機会の活用、G20質高インフラ投資原則に係る指標の実践や国際標準化の取組の推進

●透明で公正な開発金融のため債権国・債務国が守るべきルールの実施促進

●威圧的行動に反対し、国際ルールの尊重を求めつつ同志国が連携して対処

（例）経済的威圧による被害の緩和と対抗・抑止に向けた同志国間の連携強化

●我が国の強みを活かした質の高いインフラ案件形成の実施

（例）我が国が技術的優位性を持つ分野での案件形成や、運営・維持管理やインフラメンテナンス事業等への参画を推進

●インフラシステム海外展開に必要な人材の確保

（例）産学官連携した「インフラシステム海外展開人材養成プログラム」による人材育成や、「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」による国内外の技術者の流動化を促進



2017年4月14日、第1回アジア国際経済フォーラム：質の高いインフラと強じん性を通じた地域統合及び開発の強化



カンボジア「国道5号線改修事業」



インド「デリー高速輸送システム建設事業」

取組の柱①：平和の原則と繁栄のルール

事例④：「法の支配」実現に向けた支援

1. 基本的な考え方

●ロシアによるウクライナ侵略により、国際秩序の根幹が大きく揺らぐ中、「力による支配」ではなく、全ての国が「法の支配」の下にあることの重要性が増大。国連憲章の理念と原則に立ち戻り、国際社会における「法の支配」に基づく国際秩序を維持・強化していくことが極めて重要。

●我が国は、「法の支配」を実現するため、力や威圧による一方的な現状変更の試みを決して認めず、国際法の誠実な遵守や国家間の紛争の平和的解決の重要性を訴えるとともに、各国との普遍的価値の共有を通じた連携強化、国際機関等との連携強化、国際社会におけるルール形成への貢献、外交一元化の下での「司法外交」等を推進。

⇒「法の支配」を強化していくことが、長期的に見れば、全ての国に裨益し、持続的な成長と健全な国際社会の発展につながる。

2. 具体的な取組

(1) 各国・国際機関等との連携強化、国際社会におけるルール形成への貢献

●G7、ASEAN等と普遍的価値の共有を通じた連携強化

●国際機関等との連携強化

(例) 国際司法裁判所 (ICJ)、国際海洋法裁判所 (ITLOS)、国際刑事裁判所 (ICC)、アジア・アフリカ法律諮問委員会 (AALCO)、法の支配に関する研修施設 (IIL)、大陸棚限界委員会 (CLCS)、国際海底機構 (ISA)、国連機関等との連携

●様々な分野におけるルール形成への参加・主導

(例) 国連国際法委員会 (ILC) 及び国連総会第6委員会での国際公法分野の法典化作業、ハーグ国際私法会議 (HCCH)、国連国際商取引法委員会 (UNCITRAL) 等での国際私法分野の条約やモデル法の作成作業、我が国提案プロジェクトの実施、ISAにおける深海底鉱物資源開発のための規則作成作業

●国際仲裁の活性化に向けた取組

(2) 人材育成・法制度整備支援等の能力構築支援

●国際法分野の人材育成・国際法務人材育成

(例) 「東京国際法セミナー」の開催、国際法模擬裁判「アジア・カップ」の開催、国際法に関するJICA研修の実施、職員の内閣府への積極的派遣

●長年にわたる法制度整備支援・国際研修による「法の支配」の定着への貢献と更なる促進

(例) ベトナム、カンボジア、ラオス、インドネシア、ウズベキスタン、ネパール、スリランカ、バングラデシュ、東ティモール等に対する法制度整備支援、刑事司法、犯罪者処遇、汚職防止等の各種国際研修、アジア諸国やアフリカ諸国に対する地域別研修や二国間研修

国際社会におけるルール形成への貢献
国際機関等との連携強化

「法の支配」の強化

制度整備・人材育成・能力構築支援



法制度整備支援の実施国

取組の柱①：平和の原則と繁栄のルール

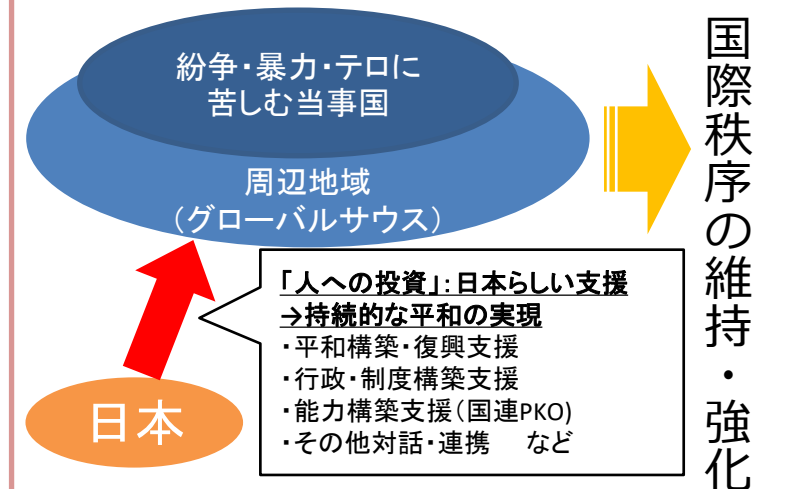
事例⑤：国際平和協力分野における各国との連携

1. 基本的な考え方

- ウクライナも含め現在でも多くの国で紛争や暴力、テロなどに多くの人々が苦しんでいる。二国間や国連等を通じた平和構築の取組の強化・支援は、これらの国々が力による問題解決に依存することを防ぎ、国際秩序に対する信頼を回復することにつながる。
- 平和構築は当該国だけの課題ではなく、周辺地域、更にグローバルサウスの主要な関心事である（例：PKO要員の大口派遣国はグローバルサウスの国々）。平和構築支援等はこれらグローバルサウスの国際秩序に対する信頼を強化し、秩序の担い手としての能力を向上することに貢献。
- 平和構築においては、人への投資を通じた強靱な制度構築など日本らしい支援を重視し、持続的な平和を実現。そのために社会の平和と安定の基盤として、格差是正・脆弱な立場に置かれた人々の支援に加え、地域紛争や脆弱な地域を抱えた国において、政府と住民の対話による信頼回復、法の支配とガバナンス強化により平和と安定を実現する支援を実施。

2. 具体的な取組

- 紛争下・後の地域に対する平和構築・復興支援
（例）ミンダナオ和平プロセス支援、ウクライナ支援（含：女性・平和・安全保障（WPS）の観点を踏まえた、人道・難民危機における女性・女児に対する暴力への対応）
- 脆弱・紛争影響地域での対話と信頼を重視した行政サービス改善・制度構築
（例）ミンダナオ・バンサモロ自治政府設立支援、パキスタンKP州（アフガン国境）地方行政能力強化、ウガンダ・西ナイル地域難民支援のための地方行政能力強化
- 国連PKO要員に対する能力構築支援
PKO要員に対する能力構築支援である国連三角パートナーシッププログラムに約88億円を支援。これまでアジア、アフリカの要員派遣国に工兵訓練および医療訓練の教官として自衛隊員を291名派遣。本年もアジア諸国の工兵を対象とした訓練をインドネシアで実施予定。また、二国間でもモンゴル、ベトナムなど計4カ国に自衛官約250人を派遣して各国のPKO要員の能力構築を支援。
- グローバルサウスとの更なる対話・連携
PKO大口要因派遣国をはじめとする各国関係機関との協議を通じ、更なる協力の可能性を今後検討。



バンサモロ移行委員による和平に向けたオリエンテーション（フィリピン）



難民の緊急支援・自立支援にかかる計画策定の様子（ウガンダ）



工兵訓練・医療訓練の様子

取組の柱①：平和の原則と繁栄のルール

事例⑥：国際的な価値としての「ビジネスと人権」の取組・推進

1. 基本的な考え方

●2011年、第17回国連人権理事会にて「ビジネスと人権に関する指導原則」が全会一致で支持され、同決議にて設立された作業部会は、指導原則の普及と実施にかかる行動計画の策定を奨励。

●日本政府は、2020年10月に「ビジネスと人権」に関する行動計画を策定。2021年には、国際人権問題担当総理大臣補佐官を新設。

●2021年12月、岸田総理は、「自由、民主主義、人権、法の支配といった普遍的価値やルールに基づく国際秩序の維持・強化について、国際的な人権問題への対処を含め、しっかりと取り組む覚悟です。」として、人権尊重の取組の促進を表明。

⇒インド太平洋地域における人権を尊重する環境づくり・制度構築を支援していく。

2. 具体的な取組

●責任ある企業行動の促進

（例）国際機関を通じ、インドネシアやベトナムをはじめとする東南アジア諸国を含む日本企業の主な進出先国を中心に、企業及びそのサプライヤーに対する人権デュー・ディリジェンスに関する研修実施、対象国政府の「ビジネスと人権」に関する行動計画の策定支援。

●労働者の権利を守るための法令・政策整備・運用支援、人権デュー・ディリジェンス実施支援、救済メカニズム整備・運用支援

（例）技術協力を通じた途上国政府機関の能力強化、ODA事業関係者向け人権DD研修

●人権尊重の促進のための組織的ネットワーク強化

（例）児童労働撤廃や責任ある外国人労働者受入れの推進を目的とした民間企業・NGO等とのプラットフォーム活動の推進（「開発途上国におけるサステナブル・カカオ・プラットフォーム」、「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（JP-MIRAI）」）、国際機関との連携を通じた国際的発信

国際的な価値としての 「ビジネスと人権」の取組の促進

- ・ 責任ある企業行動を促進
- ・ 各国の人権デュー・ディリジェンス等の実施を支援
- ・ 各国のビジネスと人権に関する行動計画の策定等を後押し



取組の柱②：インド太平洋流の課題対処

事例⑦：現実的なエネルギー・トランジションに向けた取組（「アジア・ゼロエミッション共同体」構想の推進等）

1. 基本的な考え方

●我が国は、グローバルなGXの実現に貢献すべく、グリーン市場の形成やイノベーション協力を主導。世界の排出量の半分以上を占めるアジアのGXの実現に貢献すべく、地域のプラットフォームとして、「アジア・ゼロエミッション共同体」（AZEC）構想を実現していく。

●その際、再エネ資源の偏在など日本と同様の課題を有するアジアでは、エネルギー安全保障の確保も重要な要素。アジア諸国とのLNG協力も含め、現実的な形での脱炭素に向けた取組を進めていくことが重要。

⇒各国の、それぞれの実情に応じた手法で、脱炭素化に向けた取組を推進。グローバル及びアジアでの取組を双方に展開し合うことで、世界の脱炭素に貢献。

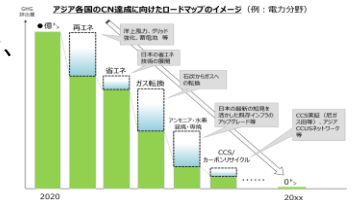
2. 具体的な取組

●以下の取組等を通じ、アジアの現実的なトランジションを支援し、クリーンエネルギー・プロジェクトの組成を加速させる。

- 「アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ」（AETI）の加速的展開（ロードマップ策定、ファイナンス支援、人材育成等）
- 二国間クレジット制度（JCM）の推進
- 各国とのエネルギー協力（二国間・多国間協力）

<ロードマップ策定支援>

ERIA・エネ研は、コスト最小化モデルに基づき、あらゆるエネルギー源や技術を活用するASEAN各国別のロードマップ（モデル分析）を策定。これに基づき、アジア各国のカーボンニュートラルに向けたロードマップ策定を支援。

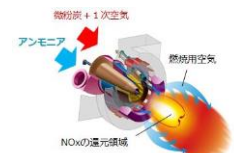
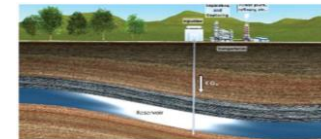


<アジア・トランジション・ファイナンスの普及・確立>

トランジション技術・プロジェクトに対して、金融機関によるファイナンスを後押しし、アジア各国の段階的かつ現実的なエネルギー移行の取り組みを、資金面から支援する。具体的には、パリ協定に沿った、アジア各国が策定する「カーボンニュートラルに向けたロードマップ」に位置づけられたプロジェクトや技術に対して、資金面で支援する。

<100億ドルのファイナンス支援>

再エネ・省エネ、水素、アンモニア、LNG、CCUS等のトランジション技術・プロジェクトに、官民の100億ドルのファイナンス支援を実施。



CCS（Carbon Capture and Storage） アンモニア混焼技術

<人材育成>

アジア諸国の1000人を対象として、脱炭素技術に関する人材育成研修や、アジアCCUSネットワーク、エネルギー・トランジションに関するワークショップ等の知見共有を実施していく。



ベトナム向け人材育成研修の様子（2022年9月）

●二国間クレジット制度（JCM）の推進

二国間クレジット制度（JCM）について、パートナー国の更なる拡大、CCS等の大規模プロジェクトを実施する。「パリ協定6条実施パートナーシップ」等による「質の高い炭素市場」の形成等を推進し、JCMの一層の利活用を図る。

取組の柱②：インド太平洋流の課題対処

事例⑧：太平洋島嶼国における気候変動・環境対策とエネルギー安全保障の両立

1. 基本的な考え方

- 我が国は太平洋・島サミットプロセス及び二国間協力を通じ様々な支援を実施。
 - 島嶼国にとって気候変動・環境問題は喫緊の課題（昨年太平洋諸島フォーラム（PIF）首脳会合で採択された「ブルーパシフィック大陸のための2050年戦略」にも明記）。
 - 気候変動・環境問題解決のための支援を強化し、地域の強靱かつ持続可能な社会作りに貢献することがこれまで以上に重要。
- ⇒ 相手国のニーズを尊重しつつ日本の強みを活かした協力を実施することで、活力あるインド太平洋を維持・強化

2. 具体的な取組

● 地域全体の再エネの更なる導入促進

（例）民間投資促進支援及び再エネ・低炭素技術等の普及・促進、パラオ・PNG：二国間クレジット制度（JCM）の構築、サモア・バヌアツ・PNG：グリーン・トランスフォーメーション（GX）促進支援

● 電力の安定供給体制の整備

（例）JICA技術協力、系統安定化設備の導入支援

● 人材育成、能力構築

（例）サモア・地域全体：太平洋気候変動センター（PCCC）でのキャパビル、調査活動支援（PBPにて日本から提案中）

● 環境分野での支援

（例）パラオ：廃棄物処分場の建設、ミクロネシア：沈没船からの油漏れ対策

パラオ廃棄物処分場



PCCC（サモア）



二国間クレジット制度の構築
（パラオ・PNG）

廃棄物処分場の建設（パラオ）

沈没船油漏れ対策
（ミクロネシア）

PCCCにおけるキャパビル
GX促進支援
（サモア）

GX促進支援
（PNG／バヌアツ）

- ・ 再エネ導入促進
- ・ 電力安定供給支援
- ・ 人材育成・能力構築
- ・ 環境分野支援

ミクロネシア戦没船油漏れ対策事業



取組の柱②：インド太平洋流の課題対処

事例⑨：GX推進のためのODA

1. 基本的な考え方

- GX推進は日本政府の優先課題であり、そのためには「JICA等の公的資金の活用も重要」。
 - GX推進のための支援は、パリ協定の達成や途上国の自立性向上のみならず、日本企業の国際展開支援にも貢献。
- ⇒ ソフト（人材育成・制度構築）及びハード（インフラ等個別プロジェクト）双方を含む包括的なGX支援を実施。

2. 具体的な取組

- 途上国の人材育成支援
（例）JICA開発大学院連携の長期研修で「GX枠100名」を創設。2023年に初年度分20名を招聘。
- 途上国のGX関連制度策定支援
（例）専門家派遣、マスタープラン作成、開発政策借款
- 途上国の再生エネルギー導入や脱炭素化移行支援
（例）島嶼国等における再生エネルギー導入支援（例：我が国が開発をリードする海洋温度差発電やレンズ風車など）、海外投融資を活用した現地企業等による再生エネルギー案件支援（ACCESS）
- 日本企業や日本の技術・製品の国際展開支援
（例）JICA民間連携事業にてGX推進を強化、海外投融資を活用した日本企業の国際展開支援、グリーン水素・アンモニアの開発・利活用等の可能性調査、CO2削減に寄与する、無償資金や円借款を活用した日本企業関連製品の国際展開支援
- 廃棄物管理を通じた緩和等の推進（「JICAクリーンシティイニシアティブ」による取組など）
（例）廃棄物管理における最終処分場の改善によりGHG排出削減を図る。また、下水処理施設の改善、新設時に緩和策に寄与する支援
- TICAD 8 における取組
（例）アフリカ・グリーン成長イニシアティブに基づく発電・送電・配電の基盤強化、アフリカの都市化に伴う気候変動対策を含めた環境問題対処のための取組
- その他気候変動への緩和等貢献
（例）パリ協定の実施を促進するため技術協力、資金協力等により支援を進め、緩和に対する途上国の気候変動対策を進める。



再生可能エネルギーの導入を念頭にした電力マスタープラン策定・実施支援（スリランカ）



計画づくり、資源開発、発電所建設、送配電を包括的に支援した地熱開発（ケニア）発電所のタービンは日本メーカーの製品が活用されている。



廃棄物管理システム（最終処分場、収集・運搬・中間処理等）の改善を通じてGHG排出削減を支援（バングラデシュ）

取組の柱②：インド太平洋流の課題対処

事例⑩：質の高い炭素市場の創出

1. 基本的な考え方

- 全CO2排出量の6割以上を占めるインド太平洋地域において、温室効果ガスの排出をできるだけ早く、且つ、大幅に削減することは、1.5度目標達成のみならず、地域の安全保障の観点からも重要。
- このため、1.5度目標と整合していない2030年目標（NDC）や長期戦略を持つ国に対し、**計画策定や実施体制の強化を支援**するとともに、インド太平洋地域に人権、地域の雇用、環境等に配慮した形で脱炭素の取組が評価される炭素市場（**質の高い炭素市場**）を創出して民間資金を呼び込むことで、脱炭素移行に向けた排出削減の取組を促していくことが重要。

2. 具体的な取組

- 各国政府に対し、各国の事情を反映した長期戦略・計画等の策定支援
 - （例）・ 評価モデルを用いた長期戦略の策定支援
 - ・ インベントリ作成能力の向上
 - ・ 民間事業者によるGHG排出量の算定・報告促進
 - ・ 6条実施パートナーシップ等を通じた能力構築支援、「質の高い炭素市場」の概念普及
- パリ協定第6条の実施指針に沿ったJCMの着実な実施（ガイドライン類の改定含む）
- JCMの発展系となるインド太平洋における地域的扱いの検討
- 各国における脱炭素プロジェクトの拡大
 - （例）・ 二国間クレジット制度（JCM）の下でのファイナンス支援を通じた具体的なプロジェクトの組成
 - ・ 民間資金を中心とするJCMプロジェクトの組成

二国間クレジット制度（JCM）

- 途上国等への優れた脱炭素技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国のNDCの達成に活用する制度。
- インド太平洋地域を中心にこれまで25か国とJCMを構築しており、240件以上の温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトを実施中。



※左図について
緑色国：2/17時点のJCMパートナー国
黄色国：主な協議中の国（印は2022年3月の日印首脳共同声明にて、伯は2022年7月の両国環境省の覚書にて、JCMに関する議論の継続に合意）



インドネシアにおける公共交通バスへのCNGとディーゼル混焼設備導入プロジェクト



ベトナムにおける廃棄物発電

取組の柱②：インド太平洋流の課題対処

事例⑪： 気候変動への対応（適応支援、ロス&ダメージへの対応）

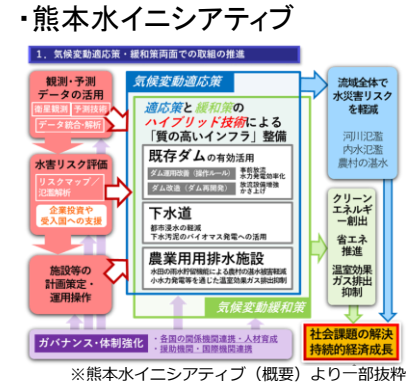
1. 基本的な考え方

- 気候変動は、今や地球規模課題の枠を超え、経済成長の機会であるとともに、各国の安全保障に様々な形で重大な影響を及ぼす分野横断的な外交課題。
- 昨年末に改訂された国家安全保障戦略においても、気候変動は「人類の存在そのものに関わる安全保障上の課題」と位置づけられ、また、気候変動問題が切迫した脅威となっている島嶼国を始めとする途上国等に対する持続可能で強靱な経済・社会を構築するための支援が明記。今後、こうした方針に基づき、気候変動の悪影響に対して脆弱な国々への支援を行うことが必要。

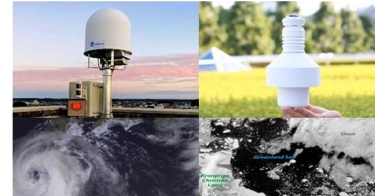
2. 具体的な取組

- アジア太平洋地域への適応支援
（例）気候変動に対する強靱性向上のための大洋州人材能力向上プロジェクト（サモア）
 - ・大洋州諸国の気候変動分野関係省庁・機関を対象に能力強化を実施
 - （例）熊本水イニシアティブを踏まえた気候変動対応策の推進
 - ・ダム：ダム運用改善や既設ダムを運用させながらの改造等による治水・利水機能の強化
 - ・下水道：下水道推進工法や下水汚泥を活用したバイオマス発電の推進
- ロス&ダメージに対応する支援
（例）アジア太平洋官民連携早期警戒システムイニシアティブ
 - ・民間企業による早期警戒システム整備
 - ・気候情報ソリューションの提供

- アジア太平洋地域への適応支援
 - ・気候変動に対する強靱性向上のための大洋州人材能力向上プロジェクト（サモア）
無償資金協力により建設された「太平洋気候変動センター」において、大洋州諸国の気候変動分野関係省庁・機関を対象に能力強化を実施。

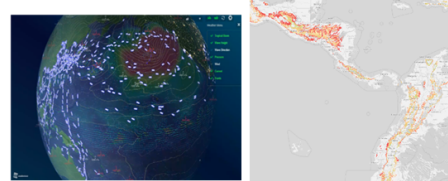


- ロス&ダメージに対応する支援例
アジア太平洋官民連携早期警戒システムイニシアティブ
 - 民間企業による早期警戒システム整備



ウェザーニューズ社：ベトナムで小型レーダー設置予定。インドネシア、日本等アジア地域で2024年までに50箇所を目標。

■ 気候情報ソリューションの提供



・船舶の最適航路を推薦
・収量減に備えた原料調達支援

（天候デリバティブ保険）

- 損害保険会社での事例
- ・製糖（タイ）
降雨、高温による収量と生産減
 - ・鉱山（南アフリカ）
サイクロンによる操業休止
 - ・配車（シンガポール）
降雨による売上減

取組の柱②：インド太平洋流の課題対処

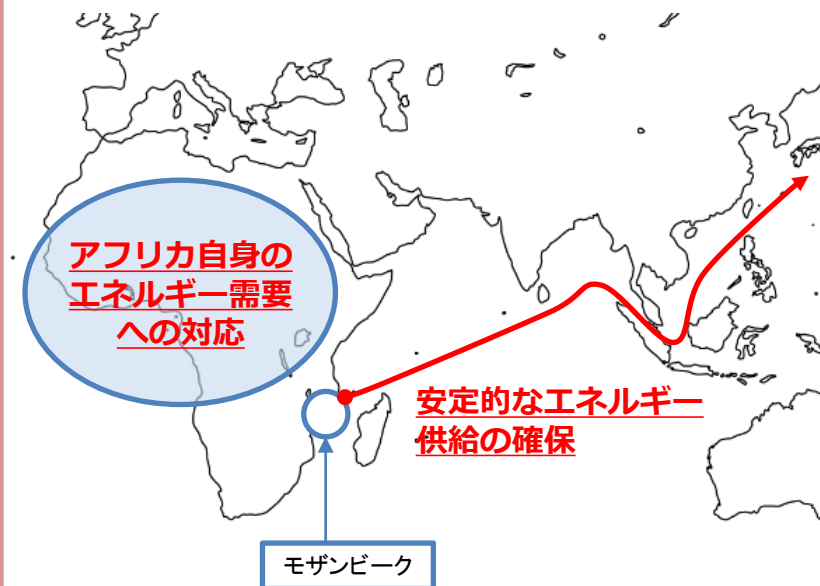
事例⑫：アフリカにおけるエネルギー安全保障への対応

1. 基本的な考え方

- 世界全体に占めるアフリカからのエネルギー供給率は上昇傾向。ウクライナ情勢を受け、露の代替供給源としての重要性が高まっている。（世界の天然ガスの全資源量の約13%、石油の全資源量の約7%が埋蔵）
 - LNGは安定供給とカーボンニュートラル実現に向けたトランジションエネルギーとして必要不可欠。
 - この点、モザンビークのLNGプロジェクトは、同国の経済発展に不可欠であることに加え、欧州へのLNG供給と年間約450万トンの日本へのLNG供給を予定しており、日本のエネルギー安定供給にも大きく資する案件（日本官民投資案件でアフリカ最大）。
- ⇒アフリカは、エネルギーの供給国かつ需要国。アフリカとのエネルギー協力／投資を推進し、日本のエネルギー安全保障を強化。また、積極的な官民投資を通じた脱炭素化支援も実施。

2. 具体的な取組

- エネルギー供給国及び周辺地域の安定に向け、人道支援や開発協力（インフラ整備等）を実施する。
- モザンビーク等で日本企業の貿易・投資拡大に向けたビジネス環境整備を行う。
（例）官民合同ミッションを派遣（注：モザンビーク、モーリシャスは2023年5月目処）。
- アフリカ・グリーン成長イニシアティブを推進し、脱炭素化支援を行う。
（例）JCM整備支援、脱炭素関連インフラ支援。



<モザンビークのLNGプロジェクト完成予想図>



取組の柱②：インド太平洋流の課題対処

事例⑬：ブルーオーシャン・ビジョン

1. 基本的な考え方

●世界的に増え続ける海洋プラスチック汚染への対策は待ったなし。
日本は2019年G20大阪サミットで大阪・ブルー・オーシャン・ビジョンを提唱以来、積極的に議論・対策をリード。

●昨年末に開始したプラスチック汚染対策に係る条約策定に向けた国際交渉においても、大量消費国・排出国を含む多くの国が参画する効果的かつ進歩的な条約作成を主導する。

⇒ 海洋プラスチック汚染をなくすべく、製造から廃棄・リサイクルまでのプラスチック資源循環を実現する社会インフラ整備支援や科学的知見の集約・共有を行い、インド太平洋の綺麗な海と豊かな資源を保護。

2. 具体的な取組

●海洋プラスチックモニタリング協力

（例）マイクロプラスチック（MP）・モニタリング調和ガイドラインの活用（2019年策定、以降継続的に改訂）、モニタリング東南アジア研修（2016年より継続的実施）、MP国際モニタリングデータベース構築

●ASEAN+3を中心とする海洋プラスチックごみに関する知見集約

（例）海洋プラスチックごみに関する地域ナレッジセンター（ERIA）

●ASEAN地域における海洋ごみ削減対策支援（JAIF）

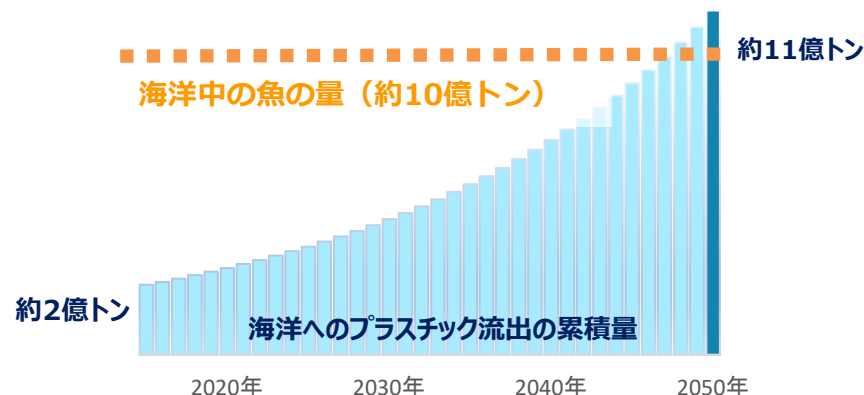
（国別行動計画、地方自治体の能力開発、テレビ番組作成による啓蒙等）

●廃棄物管理、海洋ごみの回収、イノベーション、能力強化支援（MARINE Initiative）

（例：環境インフラ支援、廃棄物管理に関する人材育成等）

増え続ける海洋へのプラスチック流出

このまま海洋へのプラスチックの流出が続くと、2050年には、海洋へのプラスチックの流出の累積量が海洋中の魚の総重量より多くなるとの試算も



【Jambeck et al. (2015, Science) 等での推計に用いられた仮定】

●プラスチックの生産量が、毎年5%増加すると仮定

●生産量（2015年は3.22億トン）の約3%が海に流出と仮定

科学的知見の集約



モニタリング・ガイドラインの作成、データベース構築等



PETからPETへ
100%リサイクル

技術・キャパビル支援

パッカー車の輸出を含む
廃棄物処理制度の高度化支援 他



取組の柱②：インド太平洋流の課題対処

事例⑭：水産ブルーエコノミー振興

1. 基本的な考え方

●海洋・水産資源は沿岸住民の所得・雇用の増大と地域経済の発展への貢献が期待されているが、過剰漁獲、気候変動、海洋汚染等の影響により資源の減少、生態系の劣化が急速に進んでいる。

●日本には自然環境と共存しながら資源の有効活用を図る伝統（里海）、前浜の資源を地域主体で調和的に管理・利用する方策（共同管理）、また、民間の加工流通技術を用いた地方発の水産フードバリューチェーン開発や観光業と連携した6次産業化等に関する経験など、途上国に活かせる知見が豊富に蓄積されている。

●2022年4月、第7回アワオシャン会議において、岸田総理は、「我が国は、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、パラオを始めとする太平洋・島サミットのパートナーや民間部門との協力実績を活かし、ブルーエコノミー実現に向けた取組を推進します。」とし、海洋の安全保障や海洋汚染、ブルーエコノミーなどの分野で総額約4億ドルの協力を発表。

⇒持続的な水産資源管理・活用を目指したブルーエコノミーの推進

2. 具体的な取組

●人材育成、制度整備支援

（例）水産資源管理計画の策定、ガイドライン、普及教材策定、

●行政・漁民組織の協働によるパイロット活動の実施

（例）持続的漁業・養殖、水産資源管理、生態系保全、フードバリューチェーン強化、ブルーツーリズム

●優良事例の蓄積・共有

（例）ツールボックス開発、知見共有のための国際会議、セミナーの実施

●IUU漁業対策、過剰漁獲対策



海洋保護区内の資源モニタリングの様子(ソロモン)



水産加工研修の様子(フィジー)



海洋資源調査の様子(モーリシャス)



サンゴ養殖のための水中作業(カリブ)



資金協力により整備された漁港・市場(インドネシア)



取組の柱②：インド太平洋流の課題対処

事例⑮：持続可能な航空燃料（SAF）

1. 基本的な考え方

●国際航空において 2050年カーボンニュートラルを目指すCO2削減の長期目標（LTAG）が昨年採択され、その達成のためには持続可能な航空燃料（SAF）の利活用が重要とされたところ。

●また、国際航空からのCO2排出削減枠組み（CORSIA）においても、オフセット義務の新たな基準が採択されたところであり、2024年からの新たな基準適用開始以降、当該基準に対応するためにSAFの供給拡大が喫緊の課題。

●インド太平洋地域は、地理的要因やSAF原材料の賦存という観点から、インド太平洋地域の主要国と連携してSAFに関する取組を進め、SAFの供給拡大を図ることは極めて重要な意義を有する。

⇒ **インド太平洋地域でSAFに関する先進的な取組を進め、SAFの供給・利用拡大を図ることで世界における航空の脱炭素化を牽引する。**

2. 具体的な取組

●外国航空当局とのSAF利活用に関する連携の強化

（例）グリーンレーン構想

●SAFに関する途上国への能力構築サポート

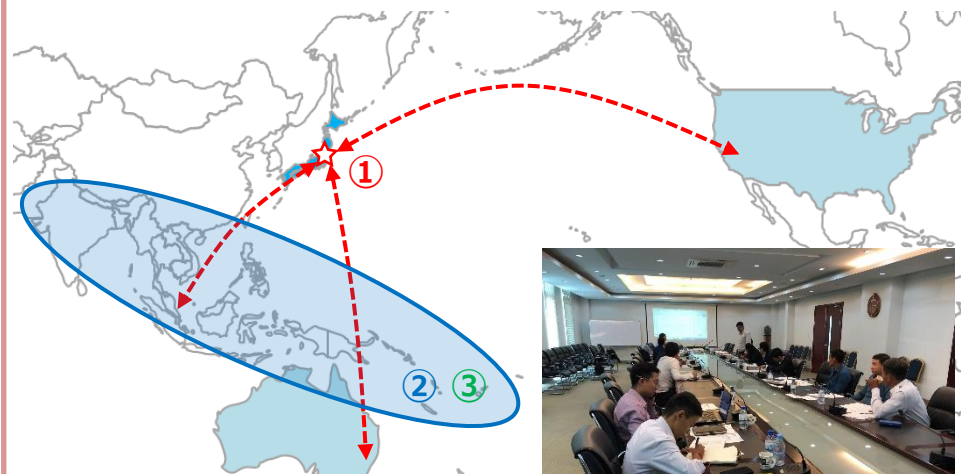
（例）ICAOのACT-SAFプログラムを通じたキャパシティビルディング（能力構築）活動

●インド太平洋地域におけるSAF製造支援

（例）JOIN（海外交通・都市開発事業支援機構）を活用したインド太平洋地域におけるSAF製造支援

①グリーンレーン構想

特定の空港との路線で、SAFを使用したフライトの実施
SAFの共同購入など、脱炭素化に資する取組を象徴的に導入



③SAF製造支援

インド太平洋地域においてSAFの製造を希望する企業に対する、JOINを活用した資金援助の実施



②能力構築サポート

支援提供を希望する国に対してSAFの供給拡大に向けた政策導入に関する支援を提供

取組の柱②：インド太平洋流の課題対処

事例⑯：廃棄物管理インフラ及び循環経済移行への協力

1. 基本的な考え方

- ASEAN等の途上国では急激な経済成長に伴い都市の廃棄物発生量が増加する一方、適正な廃棄物管理インフラが整備されていないことから、プラスチックを含む環境汚染や健康被害が発生。また、電気電子機器廃棄物（E-waste）も近年増加傾向。
- 我が国の優れた廃棄物処理・リサイクルに係る制度や技術をベースに、ASEAN諸国等に制度・技術・人材育成等をパッケージで支援し、適切な廃棄物管理とインフラ整備につなげることにより、環境汚染・健康被害の防止を図る。また、脱炭素化に必要な重要金属等をE-wasteから回収・リサイクルし、国際的なサプライチェーンで資源循環させることで、途上国の環境汚染防止と循環経済への移行を推進すると同時に、我が国の重要金属の確保を図る。

2. 具体的な取組

- 廃棄物管理・リサイクル制度・技術導入支援
（例）法令や基準策定などの制度構築、廃棄物発電等技術ガイドラインやPPPガイダンス作成、アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）等
- 廃棄物インフラ整備支援
（例）廃棄物発電プロジェクト支援 等
- 廃棄物管理に関する人材育成
（例）政府や自治体関係者の訪日研修 等
- E-wasteに係る制度構築整備・能力開発支援
（例）E-wasteの回収・処理に係る制度構築、適正処理支援 等
- 金属リサイクル原料の日本への輸入促進による国際的な資源循環の形成
（例）バーゼル法認定制度を活用し、廃電子基板・廃蓄電池等の輸入手続を迅速化

① 廃棄物管理インフラ整備支援

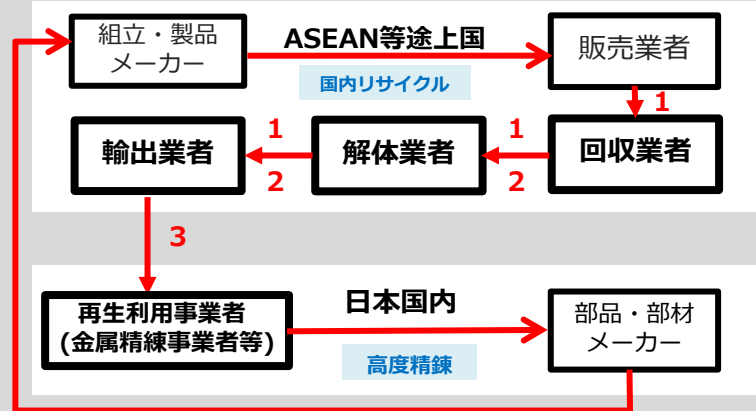
- 廃棄物インフラ整備プロジェクトの事例
- 例 1 フィリピンにおける
廃棄物発電施設導入のガイドライン策定支援
 - 例 2 タイにおける産業廃棄物管理の協力
リサイクルガイドラインの策定支援等
 - 例 3 インドネシアにおける廃棄物発電導入支援
PPP事業への入札補助（調達書類や評価基準作成の協力）により、案件形成を支援
 - 例 4 ベトナムバクニン省における廃棄物発電プロジェクト
（500t/日処理、2022年1月着工）
JCMによる資金支援及び廃棄物搬入計画策定等支援



ベトナムバクニン省における
廃棄物発電プロジェクトの完成予想図

② 国際金属資源循環の構築に向けた取組

1. ASEAN等途上国でのE-waste関係法令や基準等の制度構築支援
2. 環境上適正な解体処理等に係る日本企業と現地企業の協働を支援
3. バゼル法認定制度活用により手続を迅速化・輸入を促進



取組の柱②：インド太平洋流の課題対処

事例⑰：食料安全保障

1. 基本的な考え方

●新型コロナウイルス、気候変動や自然災害、加えてロシアによるウクライナ侵略は、食料価格の上昇等をもたらし、世界の食料安定供給を危うくしている。

●食料の生産・加工から消費に関わる一連のつながりを強化し、強靱で持続可能な食料システムを構築していく必要がある。

●このため、民間企業等による先端的な技術開発や実証、緊急時にコメを融通する仕組み等を支援する。

⇒ 強靱で持続可能な食料システムの構築を進めることで、インド太平洋の食料安全保障を維持・強化。

2. 具体的な取組

●我が国の「みどりの食料システム戦略」に基づき、アジア・モンスーン地域の各国と連携して、イノベーションにより環境負荷を低減しつつ生産性を向上させ、強靱で持続可能な農業・食料システムの構築を図る(日ASEANみどり協力プランを2022年10月のASEAN+3農林大臣会合で表明)。

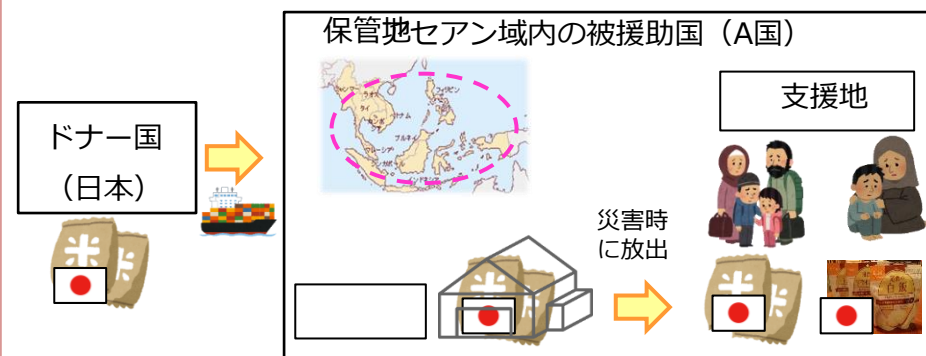
●アジアや中東、アフリカの脆弱な国を支える5000万ドルの緊急食糧支援、女性や若者などウクライナの脆弱な農家を支えるトウモロコシ種子等の支援を実施。

●気候変動対策として、アジア開発銀行と連携し、農業分野の二国間クレジット制度（JCM）活用に向けた支援を実施。

●ASEAN地域の食料安全保障の強化に向け、災害等の緊急時にコメを融通する仕組み（ASEAN+3緊急米備蓄（APTERR））や、地域内の食料需給情報の提供等（ASEAN+3食料安全保障情報システム（AFSIS））を支援

●アジア・アフリカ地域の開発途上国の農業者等を対象として農業研修や技術指導等を実施し、現地人材を育成

災害等へ備えたコメ備蓄を支援



農業研修や技術指導による人材育成



研修・セミナー・技術指導



取組の柱②：インド太平洋流の課題対処

事例⑱：国際保健

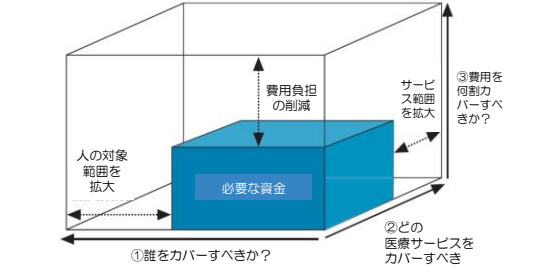
1. 基本的な考え方

- 新型コロナウイルス感染症の世界的流行が示したとおり、今やグローバルヘルスは、経済・社会・安全保障上の大きなリスクを包含する重要課題である。
 - 健康・医療分野における共同研究や人材交流を含む国際協力は、人々の健康確保をはじめ、人材の流動、「知」の交流、イノベーションの創出等を生み出し、健康安全保障強化や「強靱、持続可能な社会」を実現するために重要な取組。
- ⇒インド太平洋における、健康・医療分野における連携・協力による健康安全保障や「強靱、持続可能な社会」の実現を目指す。

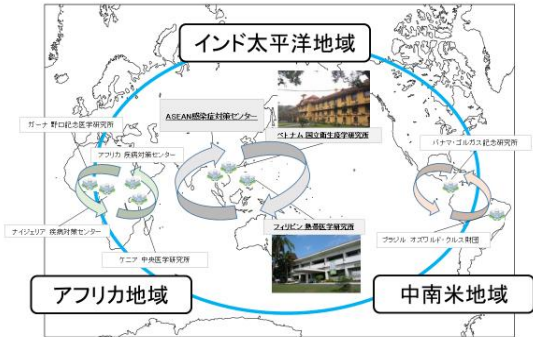
2. 具体的な取組

- ユニバーサルヘルスカバレッジ（UHC）の達成に向けた、地域の健康安全保障に関する連携、具体的協力を引き続き推進。
 - 各国における保健財政、ガバナンス、人材、サービス提供、情報の各システム及び医薬品医療機器へのアクセスの強化を通じた包括的な保健システム強化
- （例）世界銀行主管のパンデミック基金や、ASEAN感染症対策センターの本格稼働に向けた支援
- 感染症サーベイランス、臨床研究・創薬研究基盤や医薬品等生産基盤強化のための資金協力
 - ワクチン、治療薬、診断薬など感染症危機対応医薬品等（Medical Countermeasures:MCM）の研究開発、製造、デリバリーを含む公平なアクセス確保に向けた支援
- （例）ASEAN感染症対策センターの本格稼働に向けた支援、WHO、Gavi、CEPI、グローバルファンド、GHIT、Unitaid等を通じた支援
- 健康・医療分野における国際共同研究の推進
- （例）戦略的国際共同研究プログラム（SICORP）、地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）、新興・再興感染症研究基盤創生事業
- 国際共同研究や技術協力等の既存の枠組みと連携し、国際的なインテリジェンス集約・分析能力を強化
 - MCMの協調した研究開発・調達体制の検討の推進
 - アジア・アフリカ健康構想を含む医療の海外展開の推進

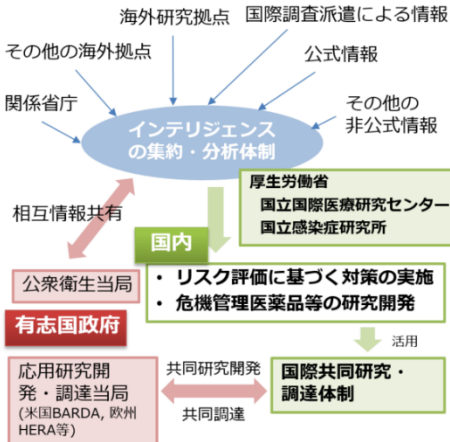
UHCの3つの側面 出典：WHO（2010）



感染症・医学研究拠点の強化とネットワーク化



公衆衛生インテリジェンスの集約(例)



取組の柱②：インド太平洋流の課題対処

事例⑱：防災・災害対処能力の向上

1 基本的な考え方

●防災は、多様な災害が発生する日本がノウハウや技術を有する分野。国際的にも、過去3回の国連防災世界会議全てをホストし、発災前からの投資や「より良い復興（Build Back Better）」等、災害多発国ならではの視点から、考え方の面でも世界の取組をリード。

●気候変動の影響もあり、近年災害の激甚化・頻発化が進行。世界の災害件数は2015年から2030年までの間に4割増えるとの推計もある。特に開発途上国、島嶼国等は気候変動の影響と災害のダメージを受けやすく、そこから更に脆弱になる悪循環にも陥りやすく、対応が急務。人命に直接関係する防災はどの国にとっても重要課題であり、包摂性の高いアジェンダ。

●甚大な人的被害と経済損失を一瞬で引き起こす地震災害は、プレート境界を囲むインド太平洋地域共通の課題。世界有数の地震多発国である日本への期待は大きい。

●災害時には、平常時のジェンダー課題が顕在化し、女性が不均衡な影響を受ける。我が国は、女性・平和・安全保障（WPS）の行動計画にも防災を含め、ジェンダーの視点を踏まえた災害リスク削減に努めてきた。

⇒インド太平洋地域への防災支援・協力の強化を通じ、FOIP実現の上で重要な強靱性の向上を図る。

⇒この結果として形成された強靱なインド太平洋は、地域の「確固たる基盤」となり、FOIPの下での協力の基礎となる。

2 具体的な取組

●災害リスク削減に資する防災投資を加速

（例）途上国のモデル事業となる防災インフラ整備事業

●アジア防災センターをハブとしたインド太平洋地域における防災協力

（例）客員研究員受入れによる人材育成（2022年度までに27か国から累計125人）

●早期警報システム普及に向けた支援

（例）バングラデシュ、スリランカ、パキスタンにおける気象レーダー整備事業

●住宅・建築物の耐震技術に関する研修やワークショップ実施

（例）トルコ・バングラデシュ等で耐震・免震技術についての研修、防災教育プロジェクト、災害リスク管理能力開発支援等を実施。カンボジアでの建築技術基準の策定支援

●インド太平洋地域に対する災害対処能力向上のための能力構築支援

（例）国防軍に対する土木（東ティモール）、地震・津波観測システムの整備・高度化に向けた監視技術やデータ処理・伝達技術の研究協力（フィリピン、インドネシア）、駐屯地医務室運用に係る知見共有、応急処置に係る技術教育（フィジー）、国防軍に対する施設機械整備教育（パプアニューギニア）



フィリピン：
河川改修



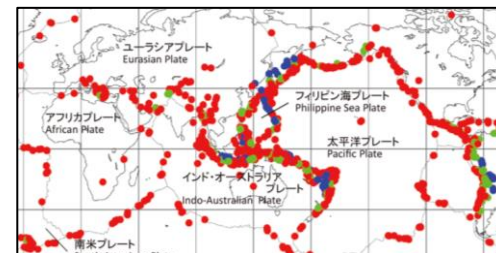
バングラデシュ：
気象レーダー整備



トルコ：
防災教育プロジェクト



東ティモール：
土木



マグニチュード6以上の震源分布



アジア防災センター
客員研究員
（東日本大震災被災地）

取組の柱②：インド太平洋流の課題対処

事例⑳：自然災害リスク軽減に資する気象、地震・津波分野における協力

1. 基本的な考え方

●自然現象に国境はなく、地球上の広い範囲に影響を及ぼす気象、気候変動、洪水、地震・津波への対策を進めるには、国際協力が不可欠。

●世界各国が協力して、観測データや情報の国際交換の実施や、観測・予測等の能力強化、各国における早期警戒システムの構築を進めることが必要。

⇒世界気象機関（WMO）などの国際機関、アジア太平洋をはじめとした地域の各国・関係機関と気象、気候変動、洪水、地震・津波などの分野で協力し、自然災害に対して「強靱、持続可能な社会」を実現。

2. 具体的な取組

●WMOの枠組みにおいて、気象衛星ひまわりの観測データの提供等を行うとともに、アジアの地区センターとして台風、観測、気候、通信等の分野で各国の気象機関の活動、能力強化を支援。

（例）インド太平洋各国へ気象衛星ひまわりの観測データの提供、データ利用の技術支援

（例）北西太平洋、南シナ海周辺国への台風情報の提供、技術支援

●ユネスコ政府間海洋学委員会（IOC）等の枠組みにおいて、海洋、津波、高潮等の分野で国際協力を実施。

（例）北西太平洋沿岸各国に対し、津波情報を提供

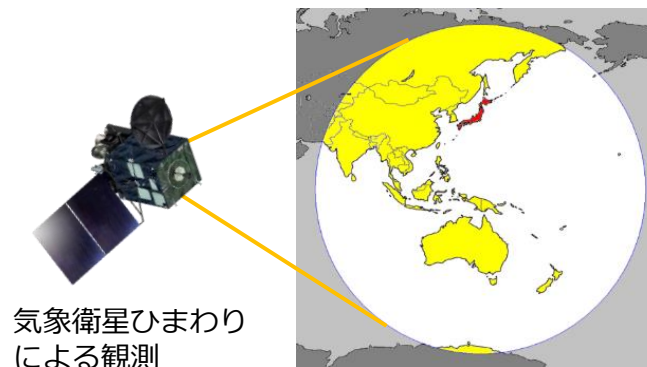
●JICAと協力して、気象、地震・津波分野等における開発途上国での観測・予警報の能力向上に係る支援を実施。

（例）アジア・大洋州各国等へのJICAプロジェクトにおいて、専門家派遣、研修の受け入れを実施

●JAXA等の各国宇宙機関の参加の下、衛星による災害緊急観測・災害関連情報共有の国際協力枠組み（センチネル・アジア）を運営。アジア防災センターが緊急観測の要請を受付け。

（例）2022年1月トンガでの火山噴火の際に、観測データを提供。

（例）衛星関連の取り組み



気象衛星ひまわりの観測データの利用に関する技術協力



センチネル・アジア

取組の柱②：インド太平洋流の課題対処

事例②：災害対処能力向上のための各国軍隊等との協力

1. 基本的な考え方

- インド太平洋地域の各国軍隊等に対し、能力構築支援の一層強化する。
- 米国、オーストラリア等のビジョンに賛同する国と緊密に連携することで最大の効果が得られるように努める。
- 東南アジア諸国等に対するものに加え、太平洋島嶼国に対する支援を充実する。

⇒インド太平洋地域の国々に対する災害対処能力向上のための能力構築支援を通じて災害対応能力の向上及び強じん性向上に寄与

2. 具体的な取組（実施事業の一例）

- 東ティモールに対する能力構築支援（ハリ・ハムック）
（例）国防軍に対する土木、車両整備等に係る教育
※米国、オーストラリア及びNZとの連携事業
- フィリピン、インドネシア、ASEAN加盟国等に対する能力構築支援（HA/DR）
（例）災害派遣活動における生活支援や地方自治体との連携等の大規模災害対処に係る教育
- ラオスに対する能力構築支援
（例）搜索救助・衛生及び施設分野における知見の共有及び技術教育
- パプアニューギニアに対する能力構築支援（施設機械整備）
（例）災害対処及び国家インフラ整備を担う国防軍工兵大隊に対する施設機械整備教育
- 人命救助システムの紹介等、防衛装備・技術交流を通じた貢献



東ティモールに対する能力構築支援



フィリピンに対する能力構築支援



インドネシアに対する能力構築支援



マレーシアに対する能力構築支援



ラオスに対する能力構築支援



パプアニューギニアに対する能力構築支援

取組の柱②：インド太平洋流の課題対処

事例②：経済強靱性

1. 基本的な考え方

●安全保障の裾野は経済・技術分野にも拡大。サプライチェーンの強靱化や重要インフラの安全性確保等の取組を通じて、自国の経済的な自律性を確保することは、国の安全保障に直結。

●こうした経済安全保障の考えを日本や先進国のみならずインド太平洋地域全体に対して包摂的に促進していくことは、地域の平和と繁栄、及び共通の原則に基づく時代に即した国際秩序の実現に資する。

⇒ **技術の発展と共に発展した「経済安全保障」の概念の重要性を各国と共有するとともに、様々な課題に対応する強靱な経済・社会の創出を支援。**

2. 具体的な取組

①各国のサプライチェーン強靱化・多様化を通じた経済的威圧に屈しない経済システム構築

（例）資源開発・輸送・産業関連インフラの整備（含む環境対策・社会インフラ）、特定国依存が著しい中流工程の多角化や高いESG基準の普及に向けた国際的枠組み・機関における議論（MSP（鉱物資源安全保障パートナーシップ）等）

②公正・公平な競争環境の確保

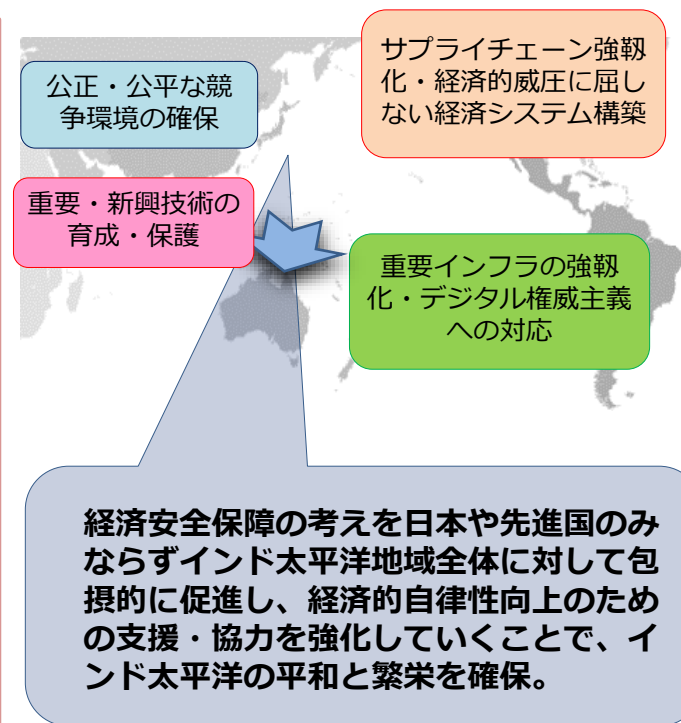
（例）ビジネス環境改善、貿易・通商政策形成能力強化

③重要インフラの強靱化

④デジタル権威主義への対応

（例）5G（オープンRANの推進）、海底ケーブル

⑤重要・新興技術の育成・保護



取組の柱②：インド太平洋流の課題対処

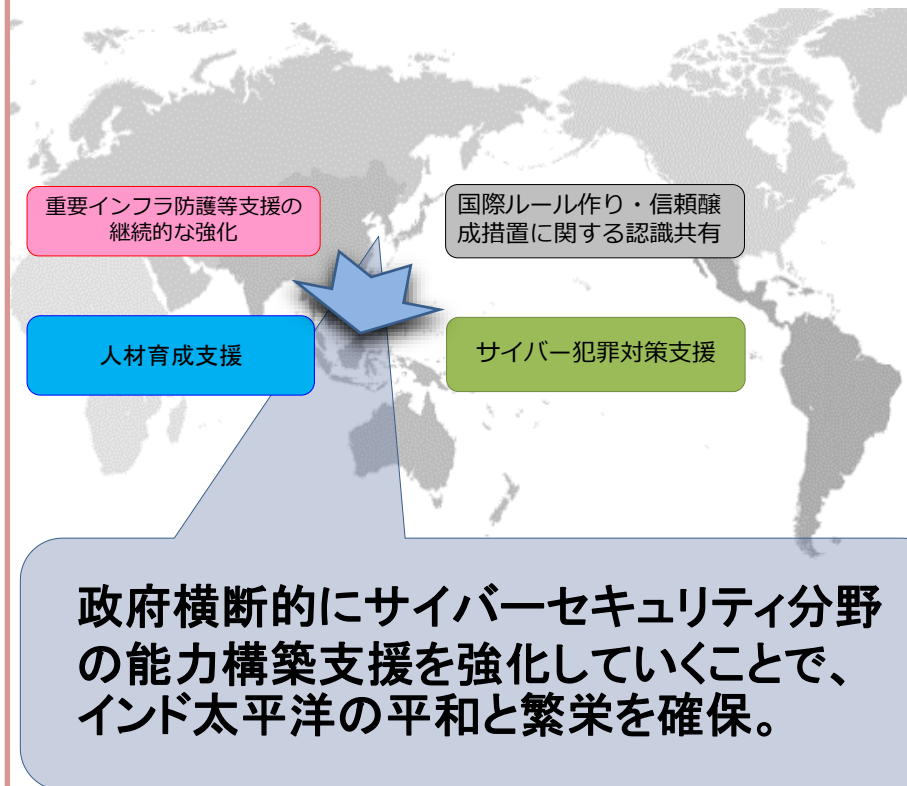
事例⑳：自由、公正かつ安全なサイバー空間の確保

1. 基本的な考え方

- デジタル経済が浸透する中、自由、公正かつ安全なサイバー空間を確保することの重要性はこれまで以上に増している。
 - 世界人口の半数以上を擁し、世界経済の成長エンジンたるインド太平洋地域のサイバーセキュリティを強化することには、地域の社会・経済活動に不可欠な基盤を提供する意義があり、さらには国際的なサイバーセキュリティ上の弱点を減らし日本を含む世界全体へのリスクを低減させる効果がある。
 - 偽情報は、社会の強靱性を脅かしており、サイバー犯罪対策の強化が必要。
 - インド太平洋を中心に能力構築支援を進めることは、令和3年にサイバーセキュリティ戦略本部において決定済み。
- ⇒ **政府横断的にサイバーセキュリティ分野の能力構築支援を強化していくことで、インド太平洋の平和と繁栄を確保。**

2. 具体的な取組

- 偽情報に関するワークショップの実施を通じた、ASEAN地域の各国との協力推進
- 国際ルール作り・信頼醸成措置に関する認識共有
(例) ARF会期間会合、JICA(課題別研修) 等
- 重要インフラ防護等支援の継続的な強化
(例) AJCCBC、インド太平洋地域向け産業制御サイバーセキュリティ演習、JICA(技術協力(プロジェクト型)、国別・課題別研修)、各省主管の机上演習事業 等
- サイバー犯罪対策支援
(例) サイバー犯罪対策対話、UNODC、ICPO等を通じた法執行機関等の能力向上支援、刑事司法関連研修、JICA(国別・課題別研修) 等
- 人材育成支援
(例) 各省主管の人材育成プログラム、JICA(技術協力(プロジェクト型)、国別・課題別研修) 等



取組の柱②：インド太平洋流の課題対処

事例②④：新たな産業育成

1. 基本的な考え方

●ポスト・コロナ時代への対応の要請、既存産業の推進とデジタル化の促進、産業の多角化・新たな産業の可能性を含め、産業を巡る環境は大きく変容している。途上国が脆弱性を克服し、変化に適応し、質の高い成長を続けていけるよう、産業育成支援を後押しする必要がある。

●特に、デジタル産業については、デジタルの活用により途上国の課題解決が期待できるほか、若年層の雇用創出やデジタル輸出の増大が見込める一方、途上国の法整備等が進んでおらず、日本の支援への期待も大きい。港湾等の従来型のインフラは不要であり、内陸国も関心。

⇒途上国の質の高い成長を確保し、自由で公正な国際経済システムの維持・強化するための基盤整備、産業人材の育成が必要。

2. 具体的な取組

(1) 産業基盤整備の取組

●途上国の公共投資事業・予算管理の改善を含めた国家財政基盤の強化、経済特区における投資環境の改善

(例) バングラデシュ・公共投資管理強化プロジェクト、バングラデシュ・経済特区管理・投資促進能力強化プロジェクト

●デジタル産業に係る法整備・環境整備

(例) DFFTに関する人材育成（課題別研修の新設）、開発政策借款による環境整備、円借款による基盤整備等

●サイバーセキュリティ能力強化支援

●途上国の証券取引の監視・証券会社の監督・審査能力強化支援

(例) ベトナム・株式市場の公正性及び透明性改善に向けた能力向上プロジェクト

(2) デジタル産業育成支援

●デジタル産業・輸出促進支援、データ利活用支援

(例) 日本企業との連携も含む、途上国のデジタル産業の育成支援（ルワンダ等）、データ利活用支援

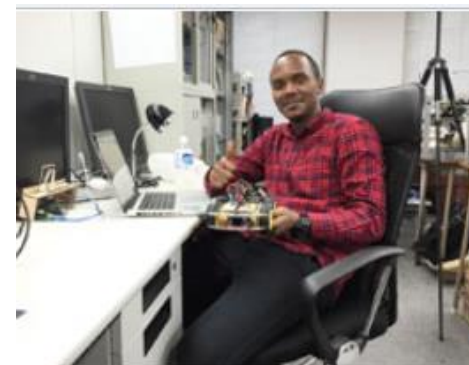
(3) 産業人材育成の取組

●中小企業支援

(例) アジア地域・日本人材開発センター、アフリカ・カイゼン・イニシアチブ

●日本への留学支援

(例) ABEイニシアチブ、JICA開発大学院連携



ABEイニシアチブで神戸情報大学院大学へ留学し、自律型ロボットの研究を行ったルワンダの研修員



日本人材開発センターの専門家が日本式経営を始動する様子（ベトナム・ハノイ）

取組の柱②：インド太平洋流の課題対処

事例⑫：安全・安心な社会基盤の形成（警察協力）

1. 基本的な考え方

- ロシアによるウクライナ侵略にみられるような覇権主義的な動きにより、国際秩序を形作るルールが破られ、同様の深刻な事態が将来、インド太平洋地域において発生する可能性
 - 法の支配といった普遍的価値やルールに基づく国際秩序を維持・強化する必要。これらの普遍的価値を守り抜くため、その基盤となる法執行・情報に関する能力の強化が必要
 - そのためには、従来の取組よりも分野的・地理的範囲を拡大させる必要
- ⇒ 激動の時代における治安上の脅威に対処することで、安全・安心なインド太平洋の社会基盤を形成

2. 具体的な取組

① キャパシティビルディング支援の強化

（例）現地にJICA専門家を派遣し、交番制度の導入や現場鑑識活動等の改善を支援する「インドネシア国家警察改革プログラム」を実施。

② 国際連携の分野的拡充

（例）在京大使館、国際機関等と「人身取引事犯に係るコンタクトポイント連絡会議」を実施。アジア・太平洋地域の国・地域等を招へいし、「アジア・太平洋薬物取締会議(ADEC)」を開催。在京大使館、外国捜査機関等の参加を得て「子供の性被害防止セミナー」を毎年度開催。

③ 上記①②の効果的实施及び地理的範囲の拡大

（例）国際テロ対策、サイバー犯罪対処能力向上、地域警察等に関するJICA課題別研修を実施（大洋州諸国を含めて対象国を拡大）。

背景

ロシアによるウクライナ侵略にみられるような覇権主義的な動きにより、国際秩序を形作るルールが破られ、同様の深刻な事態が将来、インド太平洋地域において発生する可能性

- 国際秩序を維持する基盤となる法執行能力の強化が必要
- 従来の取組よりも分野的・地理的範囲を拡大させる必要

具体的な取組

- ✓ キャパシティビルディング支援の強化
- ✓ 国際連携の分野的拡充
- ✓ その効果的な実施及び地理的範囲の拡大

安全・安心なインド太平洋の社会基盤を形成



インドネシアでの鑑識研修



アジア・太平洋薬物取締会議(ADEC)



経済安全保障に関する講演



JICA課題別研修

取組の柱②：インド太平洋流の課題対処

事例②⑥：テロ・暴力的過激主義対策、テロの資金源ともなる国際組織犯罪対策

1. 基本的な考え方

●テロや暴力的過激主義の拡散リスク、テロの資金源ともなる資金洗浄（マネロン）、違法薬物及び人身取引等の国際組織犯罪の拡大は、インド太平洋地域における安全保障上の脅威の一つ。

●近年は特に、サイバー犯罪、オンラインでの過激化思想拡散、新興技術の悪用への懸念が増大する中、法執行機関等への能力構築支援とともに、多様性を尊重できる寛容な社会を構築することを通じた過激主義思想の拡散防止等の取組を推進することが必要。

⇒テロ・暴力的過激主義、国際組織犯罪対策を通じ、インド太平洋地域における法の支配に基づく国際秩序の維持・強化に貢献していく。

2. 具体的な取組

●二国間・多国間、また国連機関との連携強化・推進

（例）日米豪印テロ対策机上演習、サイバー犯罪対策対話、日米豪テロ対策協力協議、日・UNODC戦略政策対話等。

●法執行能力構築支援、過激主義思想拡散防止に向けた社会の寛容力の醸成

（例）海上法執行、国境管理、刑務所・再犯防止支援（過激化対策）、違法薬物の製造取引・人身取引・サイバー犯罪対策等の能力構築、コミュニティ強靱化支援、異文化・異宗教間の対話による穏健化の促進。（連携する国際機関等：UNODC、ICPO、IOM、GCERF、UNESCO、UNDP、UNOCT等）

●オンラインを含む新興技術の悪用防止（国際社会との協調・国内議論の醸成）

（例）テロ・コンテンツ管理の国際的議論への参画（クライストチャーチ・コール、GIFCT諮問委員）。官民勉強会の継続的实施。2023年GIFCT関係者が訪日予定。

●マネロン・テロ資金供与対策

（例）アジア・太平洋地域マネロン対策グループ（APG）を通じたアジア・太平洋諸国への戦略的支援（法制度及びその遵守状況の改善）

テロ・暴力的
過激主義対策

国際組織犯罪対策

法の支配の定着
寛容な社会の構築



海上法執行能力強化支援



異文化・異宗教間対話



ジェンダー主流化を通じた
コミュニティの強靱性の強化



日米豪印テロ対策机上演習

取組の柱③：多層的な連結性

事例②⑦：ハード・ソフト両面の連結性強化

1. 基本的な考え方

- 2016年以降、インド洋と太平洋にまたがる連結性の実現に向け、質の高いインフラ整備を支援。16年G7伊勢志摩サミット、19年G20大阪サミットでは、質の高いインフラ投資に関するG7原則・G20原則を策定し、①開放性、②透明性、③経済性、④債務持続可能性といった要素を確保。
 - 2022年5月のアジア安全保障会議で、岸田総理は、「インド太平洋諸国に対し、今後3年間で少なくとも約20億ドルの巡視船を含む海上安保設備の供与や海上輸送インフラの支援を行うこと」として、海の連結性にかかる支援を表明。
 - 2022年6月に閣議決定した「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」において、FOIPの実現のため「海外での地域内の連結性の向上等に資する港湾、空港、鉄道、船舶等の整備・運営や港湾等へのアクセス道路の整備に取り組む」ことを掲げ、海外での質の高いインフラ整備及び運営・維持管理を通じた連結性向上に貢献することを表明。
 - また、インフラ整備に加え、運営・維持管理による継続的関与、人的・制度的連結性の向上等を通じて、地域が自律的に経済発展する基盤を作り、経済的繁栄を促進。
- ⇒地域の連結性強化を更に推進することでインド太平洋の人的交流・経済的繁栄を強化。

2. 具体的な取組

- 戦略性を意識した資金協力によるインフラ整備・運営・維持管理
(例) 地域の連結性向上に資するインフラ(港湾、空港、鉄道、道路、橋梁等)の整備・運営・維持管理、物流・人流の円滑化・安全性向上のための施設・機材整備
→日ASEAN連結性イニシアチブの推進
(例) シハヌークビル港新コンテナターミナル拡張計画、インドネシアMRT南北線・東西線計画等、日ASEAN技術協力協定に基づく専門家派遣や機材供与等
→ベンガル湾産業成長地帯構想の推進
(例) マタパリ地域開発(港等)、クロスボーダー道路網整備計画、ダッカ都市交通整備計画、ジョイデプール-イシュルディ間鉄道複線化計画
→TICADにおける取組：人への投資(保健、教育、人材育成)、物理的、制度的・人的連結性強化を通じて、アフリカ域内経済の発展を支援
(例) 三重点回廊での物流改善、東部アフリカ地域における貿易円滑化及び国境管理能力向上プロジェクト、ABEイニシアティブを通じた産業人材育成・人材・知のネットワーク構築の支援
- 我が国との関係強化に資する運営・維持管理にかかる人材育成及び人材ネットワーク強化
(例) 広域専門家派遣、課題別研修、港湾アルムナイ活動、リモート技術を活用した長大橋ネットワーク
- 港湾、鉄道、道路等におけるDXの導入
(例) 港湾における入出港手続き電子化推進、QRコードや電子タグ導入等による貨物トレースシステム構築、アプリを活用した公共交通利用促進、携帯電話位置情報を活用した交通管制
- 「カスピ海ルート」関係国の連結性強化に資する支援
(例) 税関能力向上に関するJICA研修



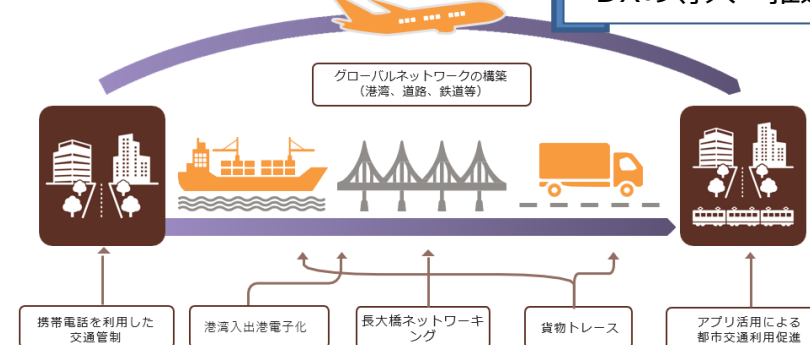
カンボジア：シハヌークビル港

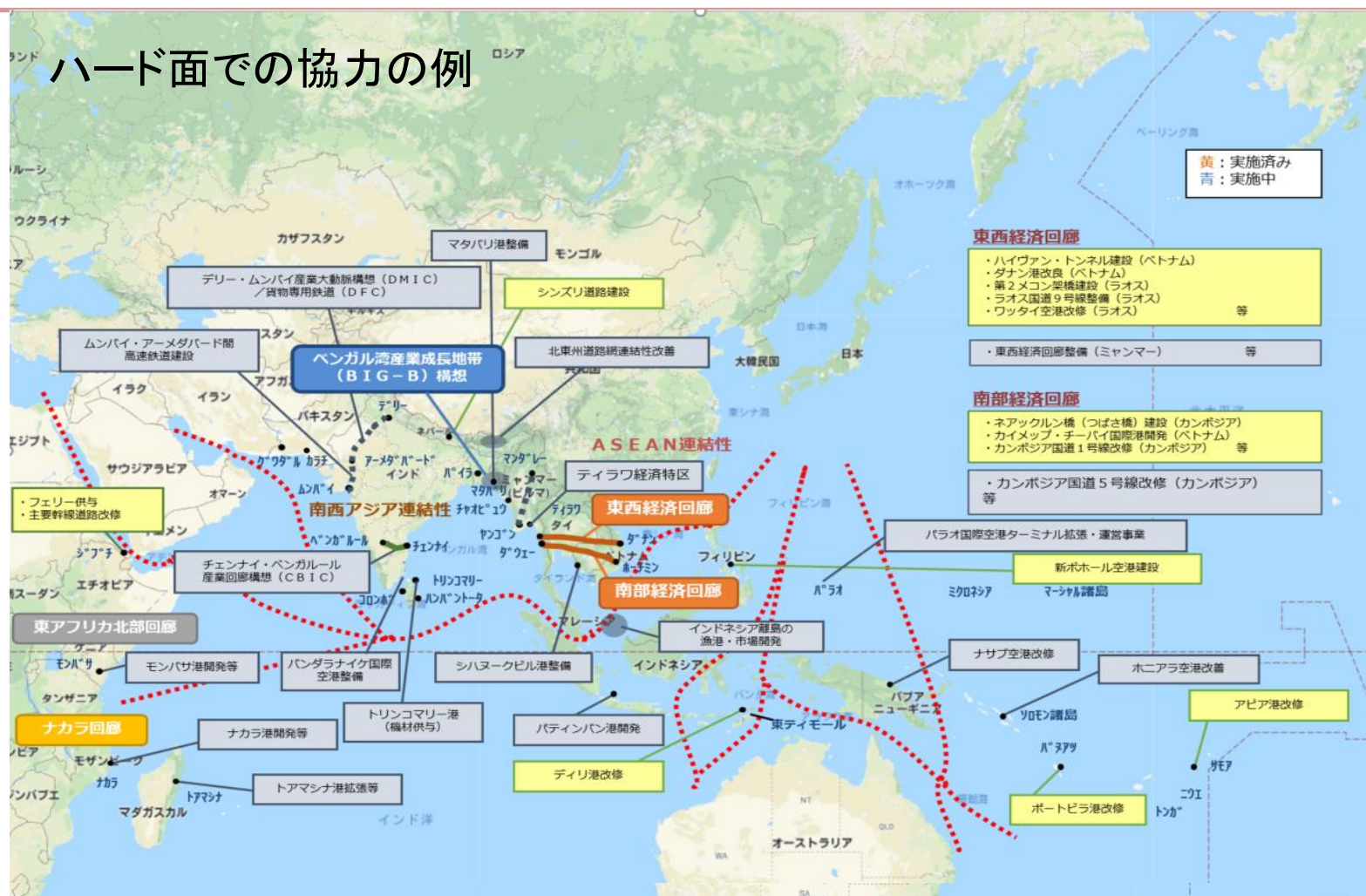


インドネシア：MRT南北線

すべての人が安全で自由に移動できるようになり、必要なモノがあまねく世界にいきわたる社会

DXの導入・推進





取組の柱③：多層的な連結性

ソフト面での協力の例

(タイ)

- ・税関人材育成能力強化プロジェクト
- ・ASEAN及びBIMSTEC域内ネットワーク強化のための国際道路インフラ開発フェーズ2
- ・トンネル建設・案件監理にかかる能力向上プロジェクト
- ・バンコク首都圏都市鉄道新マスタープラン（M-MAP2）策定プロジェクト
- ・鉄道専門家
- ・Thailand 4.0を実現するスマート交通戦略

(カンボジア)

- ・運輸政策アドバイザー
- ・港湾運営アドバイザー
- ・物流システム改善プロジェクト
- ・シハヌークビル港コンテナターミナル経営・技術向上プロジェクトフェーズ3
- ・港湾行政能力強化プロジェクト
- ・幹線道路における道路交通安全改善プロジェクト
- ・プノンペンにおける総合交通管理計画及び交通管制センター運営維持管理の能力改善プロジェクト
- ・貿易円滑化のための関税政策・行政アドバイザー



ベトナム 本邦研修(車両保守)



タイ 税関人材育成能力強化プロジェクト

(ラオス)

- ・橋梁維持管理能力強化プロジェクト
- ・リスク管理を通じた通関手続き能力向上プロジェクト
- ・ルアンババーンにおける持続可能な都市開発・交通管理プロジェクト

(ベトナム)

- ・ホーチミン市都市鉄道規制機関及び運営会社能力強化プロジェクト

(マレーシア)

- ・持続性のある鉄道計画・開発・管理手法

(フィリピン)

- ・税関機能強化
- ・道路計画・管理
- ・マニラ大首都圏鉄道開発マスタープラン策定プロジェクト
- ・鉄道アドバイザー（事業管理・調整・維持管理）
- ・鉄道訓練センター設立・運営能力強化支援プロジェクト
- ・マニラ首都圏公共バス能力向上プロジェクト

(インドネシア)

- ・パティンバン港運営管理能力強化プロジェクト
- ・造船産業振興プロジェクト
- ・港湾開発政策アドバイザー
- ・道路政策アドバイザー
- ・ジャカルタ首都圏都市交通政策統合プロジェクトフェーズ3
- ・地方道路維持管理能力向上プロジェクト
- ・有料道路開発管理能力強化プロジェクト

(シンガポール)

- ・J S P P 2 1（サプライチェーン強靱化、A S E A N国境管理、港湾マネジメント）

取組の柱③：多層的な連結性

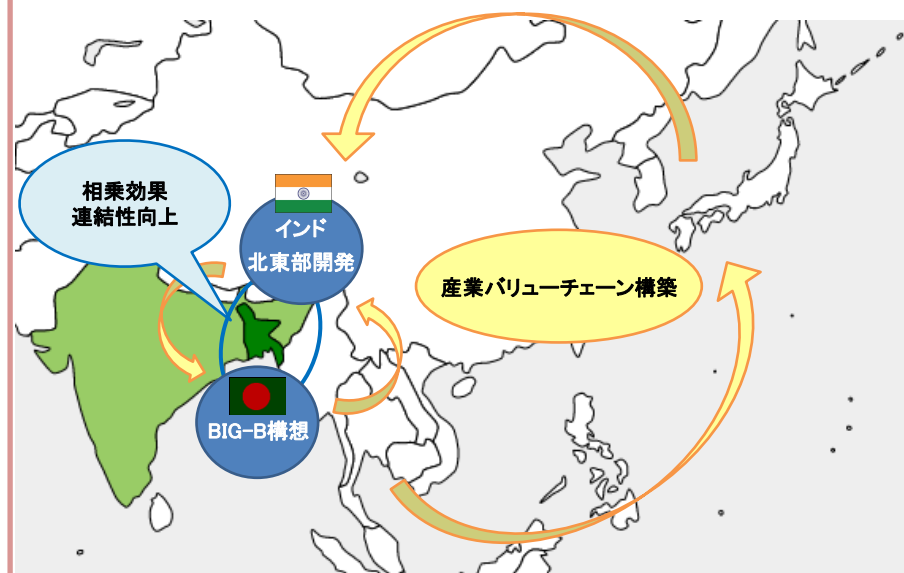
事例②⑨：ベンガル湾からインド北東部を繋ぐ産業バリューチェーンの構築

1. 基本的な考え方

- 日本は、インドが提唱する「インド太平洋海洋イニシアティブ（IPOI）」における「連結性」の柱のリード国。また、これまで「日印アクト・イースト・フォーラム」等を通じ、内陸に位置するインド北東部開発を支援。
 - バングラデシュとの間ではベンガル湾産業地帯（BIG-B）構想の下、日本はマタバリ深海港の開発や同港とチョットグラムとダッカの連結を支援。
 - こうした枠組みにおける協力を一層推進するとともに、両枠組みの成果物を有機的に連携させることによる相乗効果を通じて、ベンガル湾地域における連結性の更なる向上を図る。
- ⇒ ハード・ソフトの連結性支援に加え、民間投資の促進も加えた包括的なコンセプトを追求することにより、インド北東部を海に繋ぎ、印バ両国をまたぐビジネス・産業を育成。併せて、インフラ建設後、日本の産業界も裨益する産業バリューチェーンの構築を目指す。

2. 具体的な取組

- ベンガル湾からインド北東部を繋ぐ産業バリューチェーン構築の戦略的重要性に関する理解の促進。
（例）インド北東部及びバングラデシュ政府、民間を交えたトラック2の開催。日本企業への関心喚起。
- 同地域の連結性インフラ（ソフト・ハード）の強化
（例）「インド北東部の持続可能な開発に向けた日印イニシアティブ」。バングラデシュのインフラ開発における日印協力（道路網・鉄道網整備等）。ベンガル湾産業地帯（BIG-B）構想の下での日バングラデシュ協力。
- 日・バングラデシュ経済連携協定に向けた共同研究促進。
- 同地域との人的交流の強化
（例）JENESYSを通じた青年招へい。シンクタンクとの連携強化。



メグナ第2橋（バングラデシュ）
（写真提供：大林組・清水建設・
JFEエンジニアリング・IHインフ
ラシステム共同企業体）



マタバリ深海港（バングラデシュ）

取組の柱③：多層的な連結性

事例③⑩：太平洋島嶼国の空港・港湾・通信インフラの一体整備

1. 基本的な考え方

●太平洋島嶼国は我が国と長年の友好関係。日本と豪州とを繋ぐシーレーンと、インド洋から南シナ海を抜け太平洋に至るシーレーンとが交わる戦略的に重要な地域。

●太平洋島嶼国は地理的に分散し、人口が少なく経済的にも脆弱であり、特に近年、コロナ禍により脆弱性が高まっている。そのため、従来の我が国のインフラ支援を加速させ、包摂性の原則のもと**地域の連結性**を向上し、活力ある成長を実現することがこれまで以上に重要。

⇒**相手国のニーズを尊重しつつ日本の強みを活かした協力を実施することで、活力あるインド太平洋を維持・強化。脆弱性を克服し、国境を越えて全体として底上げ。**

2. 具体的な取組

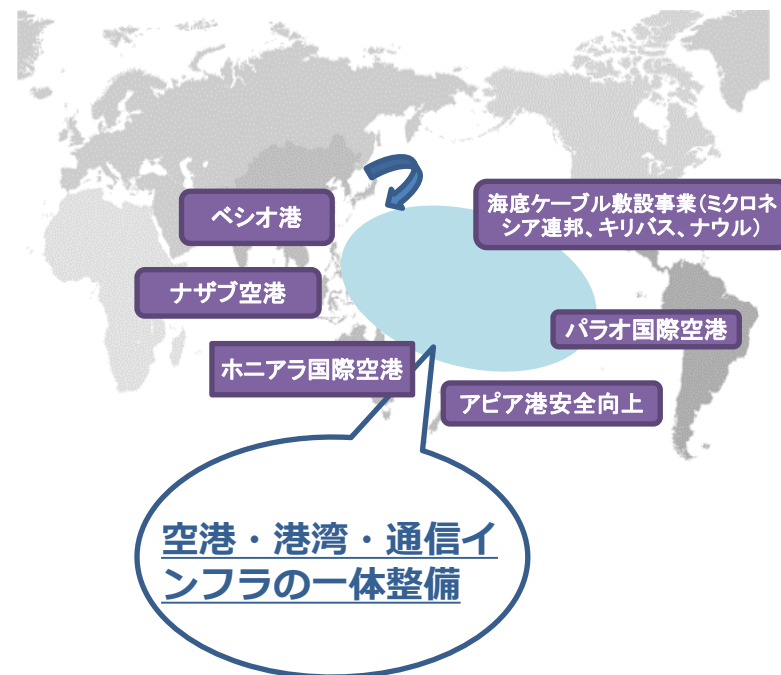
●来年開催予定の太平洋・島サミット（PALM10）を見据え、デジタル、経済安全保障を含む各分野での協力を強化。

●**空港・港湾設備整備**（以下はこれまでの実施例）

- ・パプアニューギニア（PNG）：ナザブ国際空港の整備
- ・ソロモン：ホニアラ国際空港の整備
- ・パラオ：国際空港ターミナルの拡張
- ・バヌアツ：ポートビラ港ラペタシ国際多目的埠頭の整備
- ・キリバス：ベシオ港の拡張
- ・サモア：アピア港の安全向上

●**通信インフラ整備**

- ・東部ミクロネシアにおける海底ケーブル敷設事業（実施中）
- ・パラオ海底ケーブル支線敷設（米星間の海底ケーブルの分岐支線）



取組の柱③：多層的な連結性

事例③①：「知」の連結性強化

1. 基本的な考え方

- 世界の分断を防ぎ共存共栄を追求する上で最も重要なのはヒトとヒトの繋がり。

- 更に、技術の進歩が速まり人材の流動化が進む中で、インド太平洋が成長を続け世界経済を牽引していくためには、「知と知が会う」新たなイノベーションを生み出す環境が必要。

⇒「人造り」を要としつつ知恵の交流を促す「知」の連結性を高めることで、活力あるインド太平洋を維持・強化。

2. 具体的な取組

- 次世代を担う若者を中心とする人的交流や文化交流を強化し、各界での活躍や人的ネットワーク構築を後押し。

（例）JENESYS（アジア大洋州）、アジア高校生架け橋プロジェクト＋、日本語学習支援

- 研究者・実務家の育成やビジネス交流を通じて、相互のネットワークによる研究・発信や知見の共有、新たなイノベーション・ビジネス機会の創出を促す。

（例）FOIP実現のためのフェローシップの創設、海外特別研究員事業、外国人特別研究員事業、若手研究者海外挑戦プログラム、国際青少年サイエンス交流事業、MICEの誘致・開催の促進

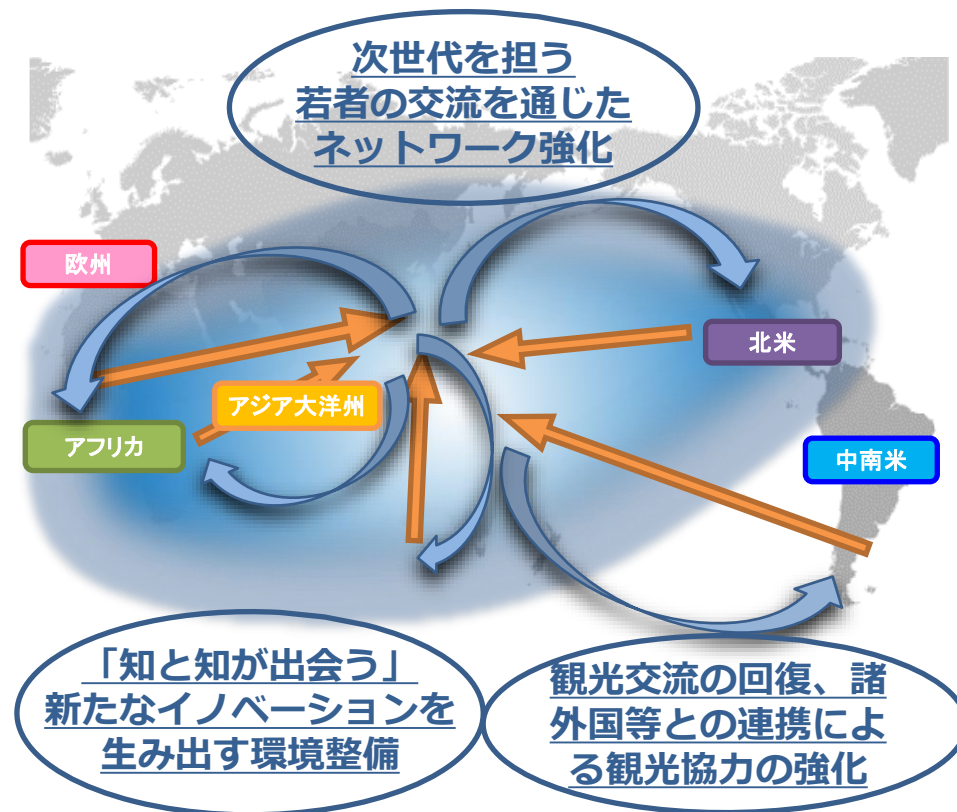
- 高等教育段階の交流の活性化

（例）大学の世界展開力強化事業、スーパーグローバル大学創成支援事業等、学生交流のための経済支援の強化

- 相手国・地域のニーズに応じた国際共同研究推進

- 観光交流の回復、諸外国等との連携による観光協力の強化

（例）戦略的な訪日プロモーションの実施、諸外国との海外教育旅行の促進、日ASEAN観光大臣特別対話の開催



取組の柱③：多層的な連結性

事例③：スタートアップ支援

1. 基本的な考え方

●「経済財政運営と改革の基本方針2022」（骨太方針）には、「スタートアップ」が「人への投資」「科学技術・イノベーション」「炭素・デジタル化」と並ぶ、重点投資分野に位置付けられた。政府は、今後5年でスタートアップ（への投資額）を10倍に増やすとの目標を掲げ、スタートアップへの支援を、網羅的に強化して行く方針を記載。

⇒**日系・途上国のスタートアップ企業が有する優れた技術や製品、アイデアを後押しすることで、途上国が抱える課題の解決と、企業の海外展開、日本経済の活性化を実現。**

2. 具体的な取組

（1）日本・途上国双方のスタートアップ育成支援

起業家が抱える課題の特定・政策提言、企業経営の能力強化、開発途上国の起業家と日本企業とのマッチングや投資促進等を通じた起業家育成を実施。（例）Project NINJA

（2）他のODAスキームを活用したスタートアップ支援

留学生・研修事業、協力隊経験者等を活用したイノベーション促進の枠組み構築。（Social Innovator Hub/BLUE）

（3）途上国スタートアップ支援の枠組みづくり

途上国において、民間資金を動員しつつ、開発課題に取り組むスタートアップを相手国政府を通じ、技術協力で支援する仕組みを検討。

（4）日本のスタートアップ企業を通じた途上国支援

隔ICUサービスを、遠隔での集中治療サポートを手がける（株）Vitaars/（株）T ICU（神戸市）に委託して実施。（例）新型コロナウイルス感染症流行下における遠隔技術を活用した集中治療能力強化プロジェクト（11か国）



Project NINJAの一環で行った、現地スタートアップ企業のピッチイベントの様子（エチオピア）



遠隔技術を活用した集中治療能力強化プロジェクトでICU内に機器設置場所を確認する様子（セネガル）

取組の柱③：多層的な連結性

事例③：FOIP推進人材育成交流強化プログラム

1. 基本的な考え方

●令和4年5月の首脳会談において、日米両首脳はFOIPの実現に向けた人材育成や更なる日系人の参画を含む、重層的な人的交流の促進に合意。

⇒①FOIP推進に向けた日米協力を将来担っていく実務家・専門家の人材育成を念頭に、両国間の人的ネットワークの構築を戦略的に進め、アジア地域との協力を進める基盤を整備し、また米国においてFOIPやインド太平洋地域での米国の関与の重要性を啓発する。

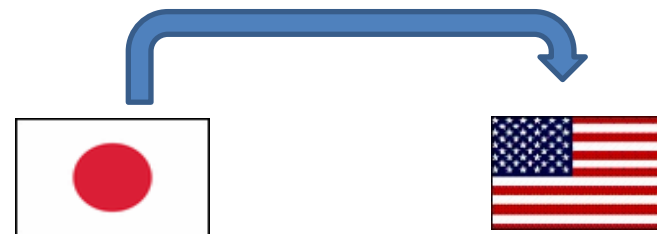
②アジア系米国人との人脈を持ち、将来的に東南アジア諸国やインド等との関係を持ちつつFOIPに関連する諸分野に携わる日系米国人の若手リーダーの発掘と我が国の実務家・専門家との相互往来を通じた人的ネットワーク形成を図る。

2. 具体的な取組

①米国の研究機関に日本人研究者を滞在せしめ、現地での研究調査活動の支援を行いつつ、米国人実務家・有識者を交えた公開イベント等を開催することにより、自身の研究発表を通じた現地の実務家・有識者との人脈形成機会を図る。

②将来の日米協力への日系米国人若手リーダーの参画を促すため、若手日系人を日本へ招き、日米両国が直面する諸課題への理解を深めつつ、日本の実務家・有識者（特に若手）等との人脈構築を支援する。また、若手の日本人実務家・有識者を米国に派遣し、招へいした日系人との相互交流のフォローアップを行いつつ、米国各界で活躍する若手日系人との交流・人脈形成を支援する。

①：日本人研究者を米国に派遣
→米国人実務家・有識者との人的ネットワーク構築



②-1：若手の日系米国人を日本に招へい
→日本人実務家・有識者との人脈構築を支援

②-2：若手の日本人実務家・有識者を米国に派遣
→②-1で招へいした日系人との相互交流のフォローアップ

取組の柱③：多層的な連結性

事例③④：デジタルコネクティビティ

1. 基本的な考え方

- 従来より、デジタル技術は域内の経済的繁栄の重要なツールの一つとして考えられており、その利用のためのインフラ整備や人材育成を推進（物理的連結性、人的連結性）。
- 近年、新型コロナウイルス感染症の蔓延による人々の社会経済活動の変化により、デジタル技術を利用したヒトの繋がり、モノ・カネ・データの流れが増大しており、安全で強靱なデジタルインフラの構築を一層推進することが必要。
- 更に、デジタル化の進展から誰一人取り残さない包摂性に加え、サイバー空間におけるセキュリティ確保等、安全性・信頼性を確保した、自由でオープンなインターネット環境の構築が必要。

⇒ **新たな社会経済活動を支える安心・安全な「デジタル」の連結性を高め、活力あるインド太平洋を維持・強化。**

2. 具体的な取組

- 安全性・信頼性・透明性等を確保した通信ネットワークやシステム、標準等も含めた事業環境の整備、それらを利用したデジタルサービスの普及を促進。
（例）オープンRANの推進、海底ケーブルの敷設・保守、データセンターの整備、東アジア・アセアン経済研究+センター（ERIA）を活用した事業環境整備
- デジタル技術を活用した、新興国における社会課題解決型ビジネスの促進及びサプライチェーンの高度化の推進。また、国内外企業の協業等を通じた双方向の投資促進。日豪印サプライチェーン強靱化イニシアティブや日印デジタルパートナーシップ等の政府間枠組みを活用した、デジタル連結性の強化。
- 国際標準を活用した貿易分野のデータ連携や貿易プラットフォームの海外展開により、貿易手続きのデジタル化・円滑化を進め、民間貿易の活性化を図る。
- 貿易手続きのデジタル化推進による、民間事業者間の更なる活発な取引の後押し
- デジタル化の進展に伴う懸念等に対処していくための人材育成など、包摂的で安心・安全なデジタル環境を構築。
（例）サイバーセキュリティ能力構築、ICTインフラやその利活用促進に関する能力構築

【東南アジアを中心とした光海底ケーブル】



①インド太平洋地域向けサイバーセキュリティ演習（主催：経産省、IPA、米政府、EU政府）

②ASEAN向けICT分野サイバーセキュリティ演習（主催：総務省、タイ政府）



演習の様様



【貿易手続きのデジタル化】



取組の柱③：多層的な連結性

事例③⑤：ポスト・コロナ時代におけるデジタル協力

1. 基本的な考え方

- 新型コロナの影響等により、社会情勢がこれまでと大きく変化している中、デジタル技術を活用して都市課題等を解決する「スマートシティ」は、今後世界的に成長が見込まれる分野であり、特に急速に都市化が進むASEAN各国では重点的に取組が進行中。
- データ流通とデータの安全・安心の両立を図るためにはDFFTが重要。2021年12月の所信表明において、岸田総理は、DFFTの実現に向けた国際的なルールづくり推進を表明。
⇒ASEANにおけるスマートシティ具体化に関与し地域・都市の実情に応じた活力ある成長実現に貢献するとともに、自由、公正かつ安全なサイバー空間の確保やDFFTを通じて、インド太平洋の平和と繁栄を確保。

2. 具体的な取組

- JASCAウェブサイトの活用、日ASEANスマートシティ・ネットワークハイレベル会合を通じた優良事例の紹介
- Smart JAMP（日ASEAN相互協力による海外スマートシティ支援策）における案件形成調査の実施
- 「ASEANスマートシティ・プランニング・ガイドブック」の活用
- デジタル田園都市国家構想とシンガポール・スマートネーション構想の連携に向けた協力（2022年12月、日・シンガポール・デジタル協力に関する専門家会合を実施）。
- 途上国のデータの流通及び利活用に関する法制度やデータ基盤整備等
- FOIP地域全体に渡るSociety5.0都市モデルの理想の追求
（例）都市モデルの国際標準化（ISO等）、FOIP都市コミュニティの形成による議論の喚起と相互連携メカニズム構築

■ 日ASEANスマートシティ・ネットワーク官民協議会（JASCA）

ASEANスマートシティ・ネットワーク（ASCN）※1への協力を目的に2019年に発足した協議会。
R4年12月時点：312会員



■ 日ASEANスマートシティ・ネットワーク ハイレベル会合

我が国のスマートシティの優良事例や本邦企業等の情報を効果的に発信し、ASEANにおけるスマートシティ実現に協力することを目的に2019年より毎年開催。



第4回ハイレベル会合
（共同議長とASEAN各国各都市代表者）

■ Smart JAMP（日ASEAN相互協力による海外スマートシティ支援策）

ASEANのスマートシティ実現に向けた、我が国関係府省連携による支援策。「第2回日ASEANスマートシティ・ネットワーク・ハイレベル会合」において提案。

■ ASEANスマートシティ・プランニング・ガイドブック

DFFT等のコンセプトを共有しつつASEANにおける都市課題の解決やスマートシティの実現を支援することを目的に、ASEAN事務局及びASCN加盟都市と連携してガイドブックを作成。



※1 ASEANスマートシティ・ネットワーク（ASCN）
2018年にシンガポールの提案により設立された、スマートシティ開発に向けた協力を目的としたASEAN内の枠組み。ASEAN加盟各国がモデル都市を3都市程度（10カ国26都市）選定し、スマートシティの取組を推進。

取組の柱③：多層的な連結性

事例③⑥：DFFT推進のための途上国の法整備・基盤整備等支援

1. 基本的な考え方

●2019年1月のダボス会議で、自由で開かれたデータ流通とデータの安全・安心の両立を図る、信頼性のある自由なデータ流通（DFFT: Data Free Flow with Trust）の概念を提唱。

●2021年12月の所信表明において、岸田総理は、「デジタル時代の信頼性ある自由なデータ流通、「DFFT」の実現に向けた国際的なルールづくりを通じ、我が国の安全と繁栄に不可欠な、自由で公正な経済秩序を構築し、世界経済の回復、新たな成長を後押しします」として、DFFT推進を表明。

●TPP等の国際規律があり、WTOで国際的なルール作りの議論がある一方、途上国に浸透しているとは言えず、関連法整備も進んでいない。

●途上国においては、経済成長や開発課題への対応のためにデータを積極的に利活用していく姿勢も示されつつあり、関連法制度や基盤の整備を後押しする支援ニーズが増大。

⇒ DFFT推進のための途上国の法制度・基盤構築支援が必要

2. 具体的な取組

●DFFT推進のための人材育成

（例）DFFTに関する本邦研修の実施

●途上国のデータの流通及び利活用に関する法制度や基盤整備等

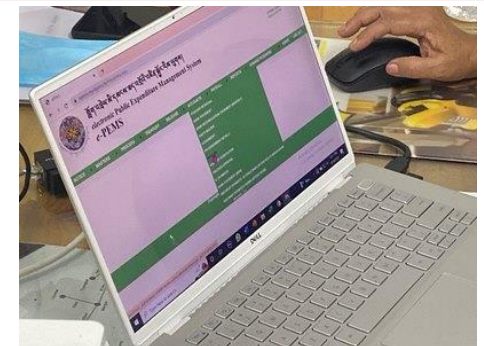
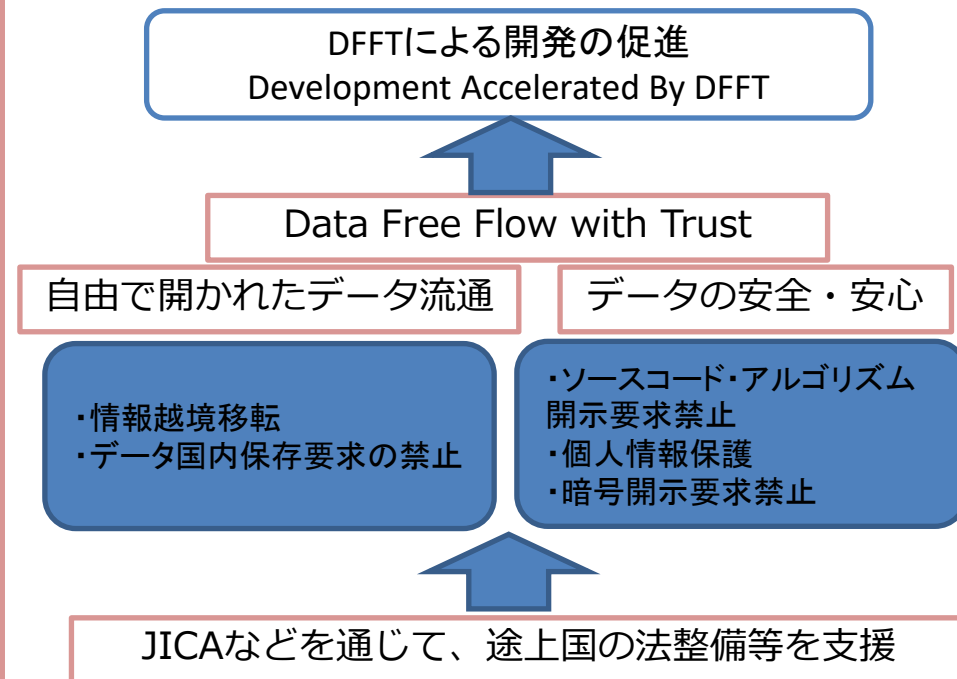
（例）専門家派遣、開発政策借款等を通じた法制度整備、保健分野のデータ基盤整備等の支援

●DFFTを通じた産業育成

（例）途上国によるデジタル・サービス輸出拡大、デジタル産業育成支援

●サイバーセキュリティ能力強化（Cybersecurity For All）

（例）ASEANサイバー広域技プロ等



▲写真上：ボタン「政府のデジタル技術及びデータ利活用能力強化プロジェクト」

▲写真左：ルワンダ「ICTイノベーションエコシステム強化プロジェクト」

取組の柱③：多層的な連結性

事例③⑦：日本企業進出を呼び込む海外港湾整備・運営

1. 基本的な考え方

- 現地の産業発展や日本企業の進出への期待に応えるため、港湾を核とするインフラ開発を推進する。
- 我が国には鹿島港に代表されるように、臨海部の産業立地と港湾開発等を一体的に推進する「産業立地型港湾モデル」の成功事例がある。

⇒「産業立地型港湾モデル」のノウハウを海外に提案することで、港湾整備・運営及びその背後地への日本企業の進出を呼び込む。

2. 具体的な取組

● パティンバン港（インドネシア）

ODAで整備し、2021年に日本企業が設立した事業会社による自動車ターミナルの運営、現地に進出する日系メーカーの自動車の本格的な輸出が開始。

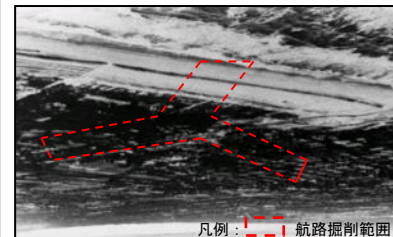
● ラックフェン港（ベトナム）

防波堤・航路等をODAで日本企業が整備（2018年開港）し、運営にも日本企業が参画中。また、同港周辺には日本企業を含む多くの企業が進出。

● モンバサ港（ケニア）

我が国企業の進出拠点にもなりうるモンバサ経済特区において、港湾、道路、電力、給配水等のインフラをODAで整備することに加えてSEZに係る税制見直し等を日本・ケニアの政府間対話を通じて検討予定。

■ 産業立地型港湾モデル（例. 鹿島港）



開発前の鹿島港（1963年）



現在の鹿島港

■ 具体的な取組



自動車ターミナルの状況



コンテナターミナル

取組の柱③：多層的な連結性

事例③：コールドチェーン物流分野の国際標準化

1. 基本的な考え方

- ASEAN地域においては、温度管理を伴うコールドチェーン物流サービスへの需要が高まっているものの、コールドチェーン物流網が十分に構築されておらず、安価ではあるが温度管理の不十分な物流サービスが散見されるため、健康被害や輸送途中での食料廃棄が問題となっている。
- 日本式コールドチェーン物流サービス規格（JSA-S1004）を普及させることで適切なサービス品質が選ばれる健全な市場を構築することで、健康被害や食品ロスの削減に貢献する。
- さらに、JSA-S1004をベースとした、より認知度の高いISO規格の策定を通じ、品質が第一に考慮される健全な市場環境の形成が必要。

2. 具体的な取組

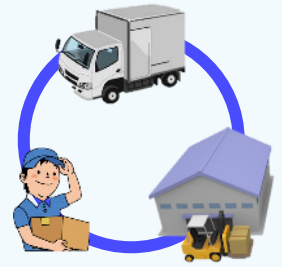
- JSA-S1004の普及に向け、関係省庁、関係団体、物流事業者と連携して相手国への働きかけ等を実施。
（例）二国間の物流政策対話やワークショップの実施
パイロット輸送事業の実施
ASEAN重点5か国（マレーシア・インドネシア・タイ・フィリピン・ベトナム）に対する個別アクションプランの策定、JSA-S1004をベースとした国際規格化（ISO/TC315）

日本型コールドチェーン物流サービスの規格化


JSA規格

規格の各国への普及




健全な市場の構築

小口保冷配送サービス (BtoC)

**ISO23412** ※2020年5月発行

【国際規格の普及啓発】※経済産業省と連携
○ASEAN各国における国家規格化及び普及に向けた取組を働きかけ
→タイで2021年6月に国家規格化。他ASEAN諸国にも引き続き働きかけ

コールドチェーン物流サービス (BtoB)

**JSA-S1004** ※2020年6月発行

【国際規格化＋日本規格の普及促進】
○JSA-S1004を基にした国際規格発行に向け、ISOでの議論を主導○ASEAN重点5か国（マレーシア、インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム）でのJSA-S1004の普及に向けたアクションプランを順次策定

取組の柱③：多層的な連結性

事例③⑨：インド太平洋地域におけるグリーン海運回廊

1. 基本的な考え方

●日米豪印（クアッド）の枠組み及び2021年に開催されたCOP26においてイギリスより提言されたクライドバンク宣言において、グリーン海運回廊の開設に向けて取り組むことを合意。

●グリーン海運回廊の開設に向けて取り組むことは、国際社会との更なる連携・協力にも繋がり、日米豪印の枠組みを越えて、インド太平洋地域への展開も想定されていることから、新たなFOIPの思想と一致している。

⇒インフラ整備をはじめとするハード・ソフト両面での連結性強化は軸であり続けるが、更に地球に優しい物流を実現することにより新たな付加価値を生み出す。

2. 具体的な取組

●ゼロエミッション船の技術開発

（例）グリーンイノベーション基金を活用し、アンモニア・水素を燃料とするゼロエミッション船のエンジン・供給システムなどのコア技術の開発支援を実施。

→ゼロエミッション船のアジア太平洋地域への普及に寄与。

●国際海事機関（IMO）を通じた支援

（例）ゼロエミ船の初期導入の促進のため、ゼロエミ船を先駆的に導入する企業への支援策を提案。

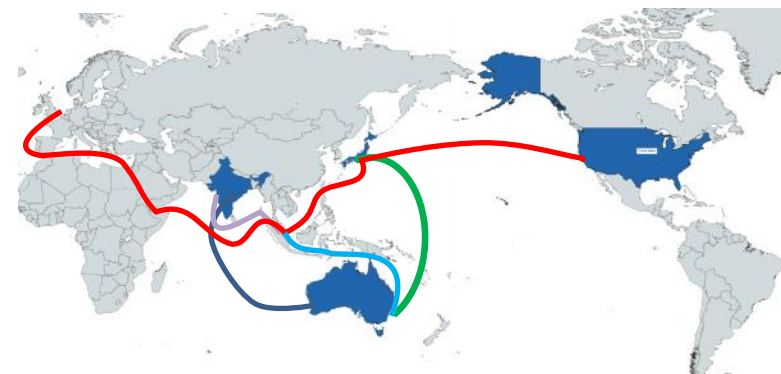
→ゼロエミッション船の運航に係る各国企業の負担軽減スキームの導入を目指す。

●カーボンニュートラルポート（CNP）形成の推進

（例）脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や、水素等の受入環境の整備等を図るカーボンニュートラルポート（CNP）の形成を推進。

→荷役機械をはじめとする港湾の脱炭素化技術の普及に寄与。

①インド太平洋地域におけるグリーン海運回廊の構築（イメージ図）



②アンモニア・水素燃料船の開発

水素・アンモニア
燃料エンジン



ゼロエミッション船
（水素・アンモニア）



燃料タンク・燃料
供給システム



③カーボンニュートラルポート（CNP）形成の推進
港湾におけるサプライチェーンの脱炭素化に資する取組の例



荷役機械の
低・脱炭素化



停泊中船舶への
陸上電源供給



船舶への
低・脱炭素燃料の供給

取組の柱③：多層的な連結性

事例④：グローバル金融連携センター

1. 基本的な考え方

●従来、アジア諸国の金融当局との人材交流を進めつつ、海外の金融インフラ整備支援や金融当局との協力体制強化を目的とし、取組を推進。

●近年、金融機関のグローバル展開が進む中、日本企業等の海外進出ニーズに合わせ、支援対象地域をアジア以外にも拡大。インド太平洋の金融面における深い協力関係を実現するため、本取組を踏まえて、「ヒトの連結性」をさらに強化。

2. 具体的な取組

グローバル金融連携センター（GLOPAC）

●新興国等の金融当局の幹部候補職員を当該当局の推薦に基づき研究員として日本に招聘。2014年に設置（アジア金融連携センターとして）。

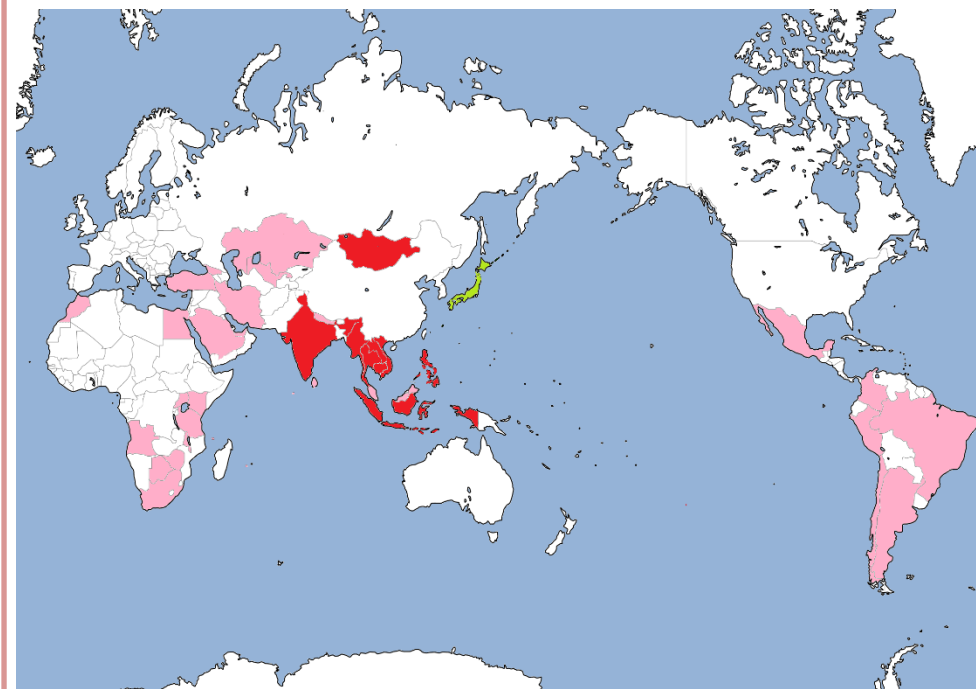
●各研究員の関心に応じて研修内容をカスタマイズする丁寧な研修提供を通じ、新興国等当局との関係強化、金融インフラ整備支援に貢献。

●2014年以降、37か国・地域より計196名が参加。

●コロナ拡大下ではオンライン研修を提供、2022年11月には対面による研修を再開。

●研修修了後も当庁職員の出張に併せ、現地で卒業生との会合（アルムナイ・フォーラム）を開催するなど関係維持に努めている。

<グローバル金融連携センター（GLOPAC）受入れ実績>



■ 受入実績がある国

■ うち5名以上の受入実績がある国

取組の柱④：「海」から「空」へ広がる安全保障・安全利用の取組

事例④①：海における法の支配の確保のための理念・知見の共有

1. 基本的な考え方

- (1) 海洋国家である我が国にとって、法の支配に基づく海洋秩序の維持及び強化は極めて重要な課題。我が国は累次の機会に「海における法の支配の三原則」（法に基づく主張、「力」を用いない、平和的解決）を一貫して主張している。
- (2) また、海洋先進国である我が国は、海上法執行関連の知見の共有を図ることで、地域の海洋秩序の安定に貢献している。
- (3) 気候変動による海面上昇を始めとした海洋に関する新たな課題が生じる中で、我が国の知見への期待は一層高まっている。

⇒ FOIPの理念を共有する各国・地域機関と連携・協調し、インド太平洋の各国の関心やニーズを踏まえた緊密な意思疎通を図り、海における法の支配の確保のための理念・知識の共有を推進する。

2. 具体的な取組

(1) 国際会議において「海における法の支配の三原則」等を積極的に発信・対話強化

(例) アジア安全保障会議、太平洋・島サミット (PALM)、ASEAN海洋フォーラム拡大会合(EAMF)

(2) 各国・地域機関と連携した能力構築支援

(例) 海洋状況把握のためのインド太平洋パートナーシップ (IPMDA) における貢献、我が国のODAを活用した事業と同志国・機関による人材育成事業との連携・協調、アジア海賊対策地域協力協定 (ReCAAP) による能力構築支援事業への貢献、ARF海上安全保障関連ワークショップ、ブルーパシフィックにおけるパートナー (PBP) を活用した連携・支援

(3) 二国間・国際機関経由の支援における人材育成の継続・強化

(例) 国別・課題別研修、海上保安政策プログラム、国連薬物・犯罪事務所グローバル海上犯罪プログラム (UNODC・GMCP)

(4) 海洋秩序の維持・発展への積極的な関与

(例) 国際海洋法裁判所 (ITLOS)、大陸棚限界委員会 (CLCS) 及び国際海底機構 (ISA) への人材・財政面での協力、気候変動による海面上昇を受けた海洋秩序の維持・発展への貢献



林外務大臣と太平洋諸島フォーラム (PIF) 代表団との会談 (2023年2月)

日本は気候変動分野での太平洋島嶼国地域への支援を強化していく。気候変動による海面上昇により海岸線が後退した場合も、国連海洋法条約に従って設定された既存の基線の維持は許容されるとの立場を採る。

取組の柱④：「海」から「空」へ広がる安全保障・安全利用の取組

事例④②：ハード・ソフト両面での海上法執行能力の強化

1. 基本的な考え方

● F O I Pの焦点は物流の動脈である「海の道」を守ること。I U U漁業（各国の国内法や国際的な操業ルールに従わない漁業活動）対策といった新たな課題も発生し、「海の道」を守る重要性は更に高まっている。

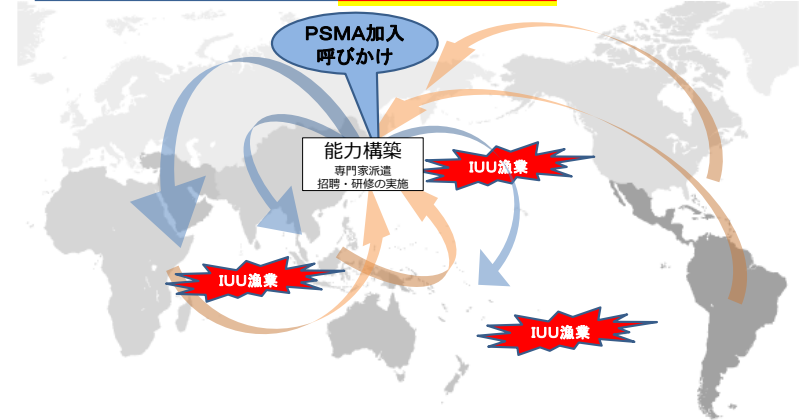
● 国際法上の不備や沿岸国の対処能力の脆弱性に乗じて、世界各地で多くのI U U漁業問題が確認されており、船員等に対する人権侵害を伴いながら、①水産資源への悪影響、②食料安全保障を含む地元経済への打撃、③海洋環境の破壊、④海上安全保障への脅威（例：南シナ海での他国のEEZ内への侵入）等の弊害がもたらしている報告されている。

⇒同志国間のI U U漁業対策ネットワークの構築をはじめとした海洋状況把握（MDA）の強化、及び東南アジアや太平洋島嶼国、中南米諸国等に対する日本の知見に基づくハード・ソフト両面での海上法執行能力向上に係る協力等（注：MDA能力強化、警備救難、電子海図を念頭）を通じ、海上における平和と安定の確保に貢献。

2. 具体的な取組

- 巡視船・機材供与や海上輸送インフラの支援継続
- 人材育成やネットワーク構築強化、特に海上保安機関間の連携強化
- 違法漁業防止寄港国措置協定（PSMA）未締約国への加入呼びかけ
- インド太平洋地域の海上法執行機関の行政官を対象としたI U U漁業対策に関する能力構築支援（専門家派遣・招聘等）
- 各国沿岸警備隊との共同訓練、海上保安政策プログラムなど日本における各国沿岸警備隊構成員の人材育成
- シップライダー協定を見据えた国内法令整備の検討、現行法令で可能な海上保安庁／水産庁による船舶の派遣
- 水産庁船舶によるI U U漁業調査の協力
- シーレーン沿岸国の管轄海域管理及び電子海図整備支援

同志国間のネットワークの強化（I U U漁業対策の例）



日本の知見に基づく海上法執行能力の構築支援



I U U漁業船として報告されている漁船の一例。



能力構築支援における研修の様子。

取組の柱④：「海」から「空」へ広がる安全保障・安全利用の取組

事例④③：海上保安機関間の協力

1. 基本的な考え方

- 海上における平和と安定の確保には、各国の海上保安機関等の役割は重要。
- 「国家安全保障戦略」を踏まえて、海上法執行機関との国際的な連携・協力を強化。
- ODA等により供与された巡視船等の利活用における各国海上法執行機関の能力向上支援を推進。

⇒ 海上保安機関間の協力を強化し、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の実現に貢献

2. 具体的な取組

「海上保安能力強化に関する方針」（令和4年12月16日関係閣僚会議決定）に基づき推進。

●外国海上保安機関等との連携・協力

（例）米国との共同取組サファイアの推進、印・東南アジア等への巡視船等の寄港・合同訓練・職員交流、国連薬物犯罪事務所（UNODC）、アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）情報共有センター（ISC）等との連携、豪・太平洋島しょ国等との連携等

●諸外国への海上保安能力向上支援を一層推進

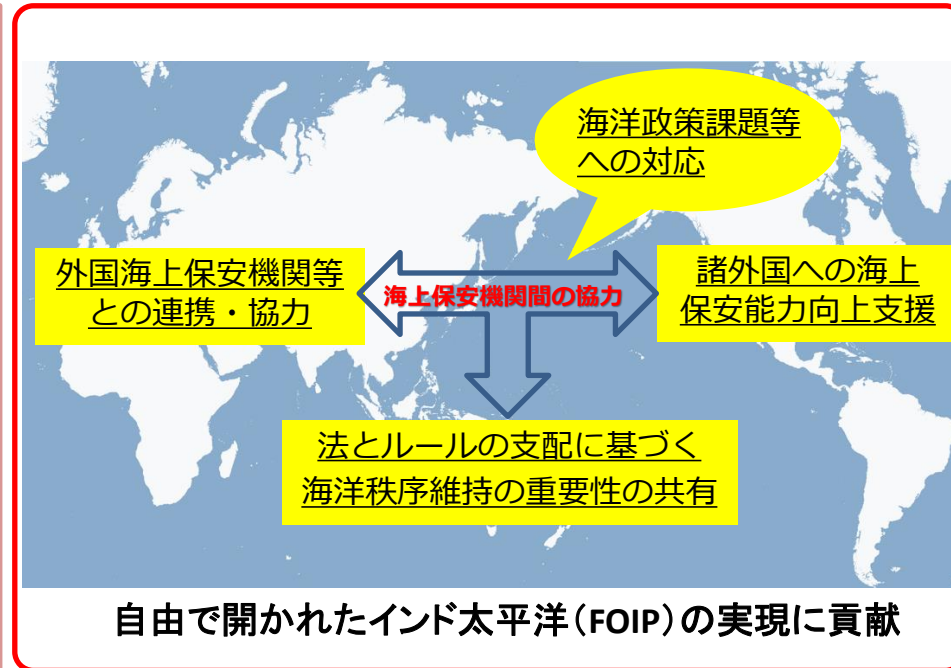
（例）海上保安庁モバイルコーポレーションチームの派遣、海上保安政策プログラムによる人材育成、船舶通航支援業務要員の育成支援、海図作成に係る能力向上支援、航行警報提供に係る能力向上支援

●法とルールの支配に基づく海洋秩序維持の重要性を各国海上保安機関との間で共有

（例）世界海上保安機関長官級会合、北太平洋海上保安フォーラム、アジア海上保安機関長官級会合、二国間の長官級会合等

●海洋政策課題等への対応

（例）海洋情報把握（MDA）分野における覚書等の署名、海洋状況表示システム（海しる）を通じた情報共有・協力、海上保安分野の学術的な研究等



世界海上保安機関長官級会合



日米合同捜索救助訓練



我が国が供与した巡視船への能力向上支援



日米連携による能力向上支援



海図作成に係る能力向上支援

取組の柱④：「海」から「空」へ広がる安全保障・安全利用の取組

事例④：同志国の軍等に対する資機材供与、インフラ整備

1. 基本的な考え方

- 2022年12月に策定された国家安全保障戦略において、「開発途上国の経済社会開発等を目的としたODAとは別に、同志国の安全保障上の能力・抑止力の向上を目的として、同志国に対して装備品・物資の提供やインフラの整備を行う、軍等が裨益者となる新たな協力の枠組みを設ける」旨規定。
- 「自由で開かれたインド太平洋」を実現する上で、海洋安全保障分野を始めとして、同志国の軍への資機材供与や軍が使用するインフラ整備のニーズが高まっていたが、ODAでは、軍事的用途への使用の回避原則のため、軍に対する支援は限定的なものにとどまっていた。
- FOIPの柱となる海洋安全保障等を推進すべく、日本がこれまで以上に積極的役割を果たすため、同志国に対し、軍等が裨益者となる無償による資金協力を行う制度を創設。

⇒従来からの防衛装備品・技術移転と併せ、各国のニーズに柔軟に対応。同志国の安全保障能力や抑止力の強化に貢献し、我が国との安全保障協力関係の強化、望ましい安全保障環境の創出、国際的な平和と安全の維持・強化に寄与。

2. 具体的な取組

- 警戒監視、海賊対策、テロ対策や人道目的の活動（災害対処、搜索救難、医療）等の分野における軍等に対する資機材供与・インフラ整備。
- 当面は、東南アジア等に対する海洋安全保障分野の機材供与（レーダー、データ解析機材、通信機材等）を想定。



洋上の船と陸上の本部間での通信手段を強化するための通信システムの供与



監視レーダー・アンテナ等の整備・資機材供与による、同志国の海上監視能力の強化

取組の柱④：「海」から「空」へ広がる安全保障・安全利用の取組

事例④⑤：海洋安全保障・海洋安全に資する能力構築支援事業

1. 基本的な考え方

- インド太平洋地域の各国軍隊等に対し、能力構築支援の取組を一層強化する。
- 米国、オーストラリア等の同盟国・同志国等とも緊密に連携することで最大の効果が得られるように努める。
- 東南アジア諸国等に対するものに加え、太平洋島嶼国に対する支援を拡充する。

⇒我が国にとって望ましい安全保障環境の創出を目指すとともに、支援対象国との関係強化も推進する。

2. 具体的な取組

- フィリピン艦船整備に関する能力構築支援
- フィリピン航空医学に関する能力構築支援
- ベトナム潜水医学に関する能力構築支援
- ベトナム航空救難に関する能力構築支援
- ベトナム水中不発弾処分にに関する能力構築支援
- スリランカ航空救難に関する能力構築支援
- 日ASEAN乗艦協力プログラム
→ASEAN加盟国の若手士官等に海自艦艇への乗艦研修等を行うプログラム



フィリピン（艦船整備）



フィリピン（航空医学）



ベトナム（潜水医学）



ベトナム（航空救難）



ベトナム（水中不発弾処分）



スリランカ（航空救難）



ASEAN（乗艦協力プログラム）

取組の柱④：「海」から「空」へ拡がる安全保障・安全利用の取組

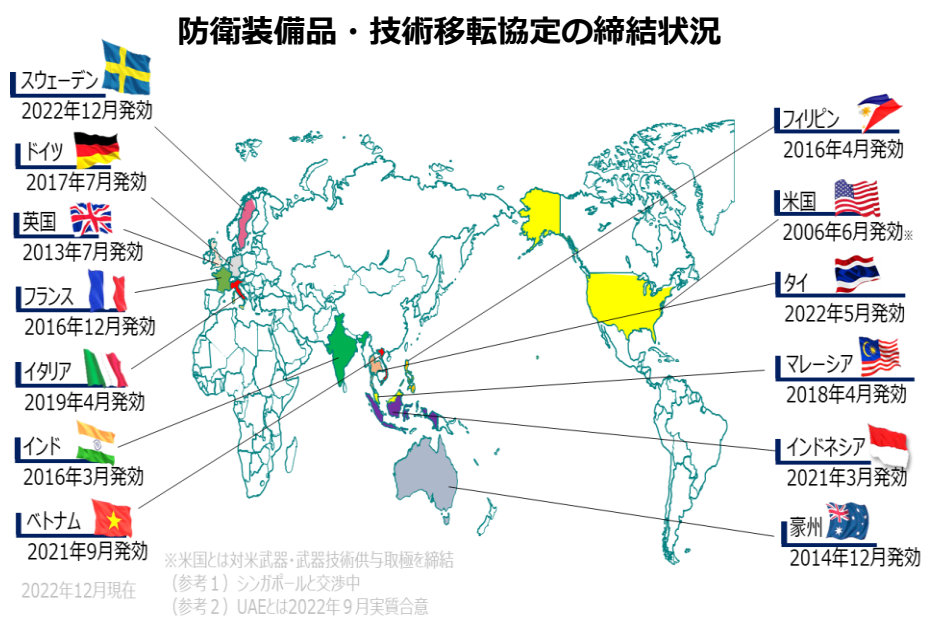
事例④6：防衛装備・技術協力の推進

1. 基本的な考え方

- 防衛装備品の海外への移転は、特にインド太平洋地域における平和と安定のために、力による一方的な現状変更を抑止して、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出や、国際法に違反する侵略や武力の行使又は武力による威嚇を受けている国への支援等のための重要な政策的な手段であり、政府一体となって推進していく。また、防衛装備移転を円滑に進めるため、基金を創設し、必要に応じた企業支援を行うこと等により、官民一体となって防衛装備移転を進める。
- その際、装備品に関する協力は、構想から退役まで半世紀以上に及ぶ取組であることを踏まえ、防衛装備の海外移転や国際共同開発を含む、装備・技術協力の取組の強化を通じ、相手国軍隊の能力向上や相手国との中長期にわたる関係の維持・強化を図る。特に、防衛協力・交流、訓練・演習、能力構築支援等の他の取組とも組み合わせることで、これを効果的に進める。

2. 具体的な取組

- 防衛装備品・技術移転協定の締結
→ 現在までに13か国と防衛装備品・技術移転協定を締結
- 装備移転の事例
(例) フィリピンへの装備移転
 - ・ TC-90の貸付・無償譲渡 (2017年)
 - ・ UH-1H部品等の無償譲渡 (2019年)
 - ・ 警戒管制レーダーの移転契約 (2020年)



防衛装備移転の事例：フィリピン

2017年 TC-90の貸付・無償譲渡

2019年 UH-1H部品等の無償譲渡

2020年 警戒管制レーダーの移転契約成立

※右記2枚の写真は、自衛隊のレーダーであり、フィリピンへ移転するものとは異なる

J/FPS-3

JTPS-P14

取組の柱④：「海」から「空」へ広がる安全保障・安全利用の取組

事例④⑦：海洋状況把握（MDA）の強化

1. 基本的な考え方

●シーレーン全体の安全を確保し、法の支配に基づく「自由で開かれ安定した海洋」を実現するためには、各国間の海洋状況把握（MDA）の強化が不可欠であるとの考えのもと、我が国は、MDAに関する能力構築支援や装備・機材の供与等を実施してきた。

● 近年、海洋安保・海上安全における人工衛星や人工知能等の先端技術の活用に対する国際的関心が高まっており、同分野における我が国の国際協力も強化されている。

⇒ 伝統的な能力構築、装備・機材供与と先端技術を組み合わせたインド太平洋地域における各国のMDA能力の向上のための国際協力を主導することにより、「自由で開かれ安定した海洋」を維持・強化する。

2. 具体的な取組

●海洋状況把握のためのインド太平洋パートナーシップ（IPMDA）への積極的関与

●友好国との覚書等に基づく情報交換

●シーレーン沿岸国等に対するMDA能力向上支援

（例）UNODCを通じたMDAスクールへの協力、ODAによる巡視船・レーダー等MDA関連資機材の供与、ASEAN地域におけるVTS（船舶通行支援業務）要員の育成

●海洋状況表示システム（海しる）の展開を通じた情報共有の促進、能力構築支援

●国際アルゴ計画推進に係る漂流フロート等の展開、全球の海洋環境把握と変動予測

（例）アルゴフロート、大深度フロート、生物地球化学（BGC）フロートの戦略的展開

●基盤的船舶観測の実施

国際観測枠組みに則りつつ、我が国保有研究船舶への乗船及び高精度・多項目共同観測・国際共同観測を実施。

（例）北西太平洋や熱帯太平洋、インド洋における高精度の観測

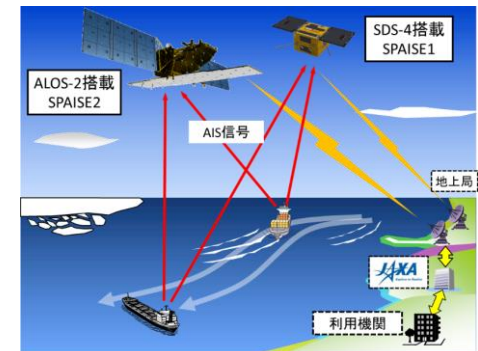
●係留系観測の実施

国際観測枠組みに参画し、太平洋・インド洋などで周辺国とも協力し係留系を展開。気象災害予測などにも貢献する大気-海洋相互作用の長期時系列リアルタイム観測データを取得。

（例）熱帯太平洋での大気-海洋観測用係留システムの展開

●宇宙分野の協力

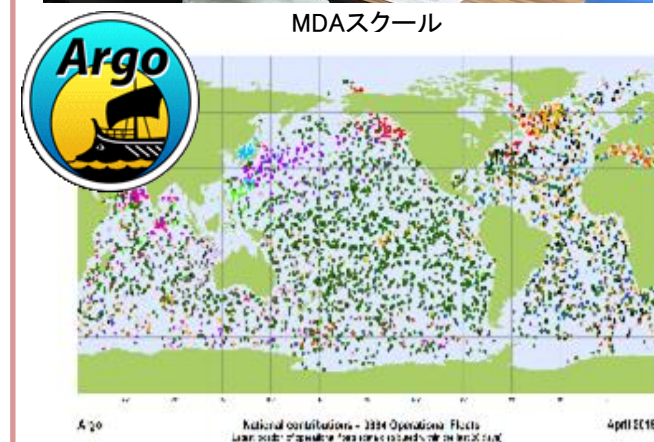
（例）気候変動、防災、海洋分野の能力構築に際しての衛星を活用した支援、電子基準点、気象衛星、地球観測衛星に関するJICAによる研修、準天頂衛星に係る実証実験（フィジー）



衛星搭載の船舶自動識別装置(AIS)



MDAスクール



漂流フロートの国際的展開

取組の柱④：「海」から「空」へ広がる安全保障・安全利用の取組

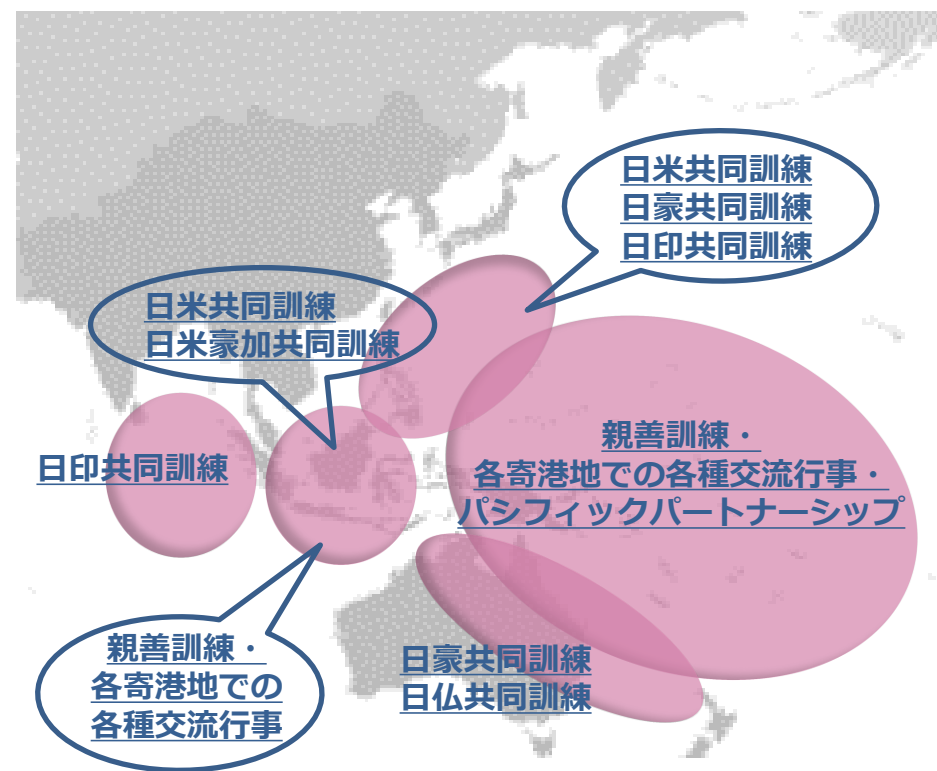
事例④⑧：インド太平洋方面派遣（IPD）

1. 基本的な考え方

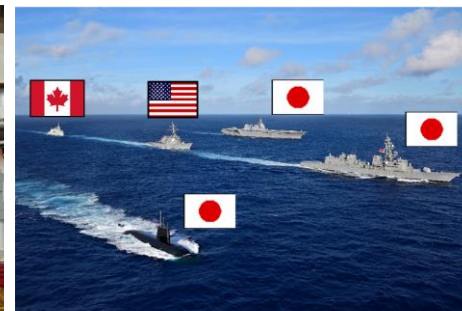
- インド太平洋地域の平和、安定及び繁栄の鍵は「自由で開かれた海洋」であり、海上自衛隊は、IPDとして、インド太平洋地域に部隊を派遣し、地域の安定と平和及び海洋秩序の維持・強化に向け、米豪印をはじめ、カナダ、フランス等インド太平洋地域に展開する主要国やASEAN諸国、太平洋島嶼国の海軍等との防衛協力・交流を実施。
- 海上自衛隊と米海軍との関係はかつてないほど強固であり、日米同盟の抑止力・対処力の強化に貢献しており、IPDでの活動でも協力し、インド太平洋地域、ひいては世界の平和と安定に寄与。
- 海上自衛隊とASEAN諸国の海軍種関係は着実に深化しており、IPDでの活動でも協力。
- 海上自衛隊は、IPDを通じ、太平洋島嶼国が抱えている問題意識に寄り添い、ともに課題解決に向けた取り組みを実施。

2. 具体的な取組

- 米海軍等との南シナ海等における共同訓練（各種戦術訓練）
- 日米印豪共同訓練（マラバール）、日豪共同訓練（トライデント）、日印共同訓練（JIMEX）、日仏共同訓練（オグリ・ヴェルニー）をはじめとするインド太平洋地域における主要海軍国との共同訓練
- ASEAN諸国、太平洋島嶼国との親善訓練及び乗艦実習
- パシフィックパートナーシップへの参加
- 各寄港地での各種交流行事（王族、首相・大統領表敬等）



大統領の来訪（パラオ）



共同訓練（南シナ海）

取組の柱④：「海」から「空」へ広がる安全保障・安全利用の取組

事例④：遠洋練習航海及び外洋練習航海

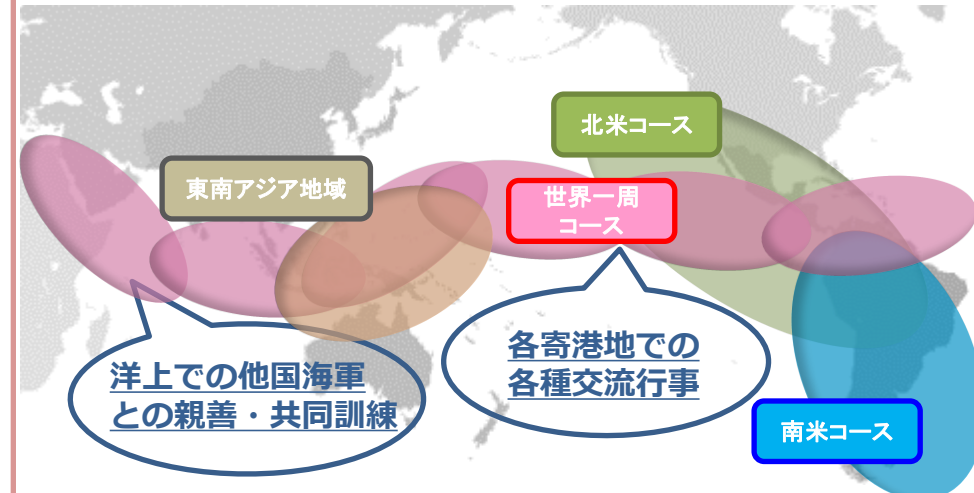
1. 基本的な考え方

- 海上自衛隊は、従来から「自由で開かれたインド太平洋」のビジョンの下、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持に貢献。
- 海上自衛隊は、同盟国である米国や豪印英仏その他のEU・NATO諸国等友好国の海軍と引き続き連携を強化し、「自由で開かれたインド太平洋」を推進していく。
- 遠洋・外洋練習航海は、初級幹部の国際感覚の醸成及び訪問国との友好親善等を目的としている他、力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境を創ることの一手段として有効であり、IPD・IMED部隊等の長期展開行動による対応が困難な地域や更なる寄港を要する地域への展開の必要。

⇒ **東南アジア地域、欧州及び北中南米へのプレゼンスの維持・強化**

2. 具体的な取組

- 洋上での他国海軍等との親善・共同訓練
(例) 日米共同訓練(太平洋)、日NATO共同訓練(欧州)、日スリランカ・日比・日泰親善訓練(東南・南アジア)等
- 各寄港地での各種交流行事
(例) 艦上レセプション、献花式、演奏会、武道展示等



演奏会



献花式



武道展示



共同訓練

取組の柱④：「海」から「空」へ広がる安全保障・安全利用の取組

事例⑤：「空」の安全利用の推進

1. 基本的な考え方

●開かれ安定した海洋及び既存の国際的なルールに基づく空の利用は、海洋国家である我が国の平和と繁栄の基礎であり、海洋だけではなく、空の安全・安定的な利用の確保や上空からの海洋の状況把握も重要。

●ロシアのウクライナ侵略により国際秩序を形作るルールの根幹が揺らぐ中、海洋安全保障・空の利用の安定のため、これについて認識を共有する諸外国との共同訓練・演習、装備・技術協力、能力構築支援、情報共有等の取組を強化し、我が国の意思と能力を積極的かつ目に見える形で示す必要。

● 航空領域で何が起きているのか把握しなければ、空の利用がルールに基づいているか否かも把握できない。このため、航空領域で何が起きているのかを把握すること（以下「空の状況把握」という）は、国際的なルールに基づく空の利用のために不可欠。また、哨戒機の活動も、航空領域の安全が前提となるなど、空の状況把握は、海洋安全保障の基盤ともなりうるもの。

→我が国のみならず地域全体で空の状況把握を推進することは、地域における国際的なルールに基づく空の利用の確立に資する

2. 具体的な取組

●パートナー国の空の状況把握に係る能力向上を後押し

（例）フィリピンへの警戒管制レーダーの移転及びそれに伴うフィリピン空軍の要員への空自によるレーダーに関する教育

●地域全体で空の状況把握を高める必要があるとの考えの普及や空の状況把握に係る知見等の共有

（例）警戒監視に係る専門家交流、空軍種間ハイレベル／実務者交流

空の状況把握
(FOIPを下支え)

パートナー国の空の状況
把握に係る能力向上を後
押し



警戒管制レーダー



フィリピン空軍の要員への教育

・地域全体で空の状況把握を高める必要性を普及
・空の状況把握に係る知見等の共有



警戒監視に係る専門家交流

取組の柱④：「海」から「空」へ広がる安全保障・安全利用の取組

事例 ⑤：航空分野における協力の推進（環境、新技術など）

1. 基本的な考え方

- インド太平洋が成長を続け世界経済を牽引していくためには、国際的な人流・物流を担う国際航空分野での協力が必要。
- 同分野は、世界規模の課題に直面。航空の安全・セキュリティの確保やテロ対策といった分野にとどまらず、環境対策などの取組も進められている。また、ドローン、空飛ぶクルマなどの新技術への対応も喫緊の課題。
- 日本はこれまで技術開発支援等、開発途上国への支援も行っている。引き続きこうした国々にも配慮した形で、FOIPの価値観を共有する国々と連携・協調しながら、国際的なルール作りに関与し、その議論を牽引していくことが重要。

⇒**価値観を共有する各国との連携・協調の下、国際機関も活用しつつ、航空分野における新たな時代の国際秩序作りをリード**

2. 今後の具体的な取組

- 価値観を共有する主要国との航空分野における連携強化
(例) 環境分野（航空脱炭素化の取組、SAFの利用拡大等）、新技術（航空管制、空港技術、ドローン・空飛ぶクルマ等）等に関する航空当局間での協力体制の確立・協力の推進
- 国際機関等における議論の牽引
(例) 国際民間航空機関（ICAO）等において、国際的なルール作りに関する議論を牽引

価値観を共有する主要国との航空分野における連携強化



左：日星両国の航空当局間の協力覚書の締結（令和4年12月）
（外国航空当局と結ぶ初の脱炭素化に関わる取組に関する覚書）



右：日仏両国の航空当局間での情報・意見交換（令和4年12月）
（航空政策に関する情報交換や意見交換を行う「協力作業部会」の再開や両国の専門家による交流の実施に合意）

国際機関等における議論の牽引

ICAO等の国際的な場において、新たなルール作りに関する議論を牽引



秋本外務大臣政務官
とシャキターノICAO
理事会議長との会談
（令和5年1月）



【LTAG-TG議長】

吉村 源（国土交通省航空局 在籍）



ICAO総会における豊
田国土交通副大臣の
代表演説
（令和4年9月）

国際航空分野の脱炭素に関する長期目標検討のためのタスクグループ（LTAG-TG）の議長として、報告書を取りまとめ（令和4年3月）